

国産いも類の生産の確保と安定的供給体制の確立を図るため、以下の施策を推進した。

(ア) かんしょ

- a 加工用かんしょの需要拡大を図るため、品種開発の段階から実需者による加工適性評価を実施し、実需者のニーズに即した品種開発の加速化を図った。
- b 低コスト化・省力化・高品質化を図るため、担い手への農地・作業の集積や受託組織の育成及び高性能作業機械の導入による機械化一貫体系の確立を推進した。
- c でん粉原料用かんしょについては、需要に応じたでん粉生産を推進するため、他用途の需要動向に応じた計画的生産を推進した。

(イ) ばれいしょ

- a 加工用ばれいしょの需要拡大を図るため、品種開発の段階から実需者による加工適性評価を実施し、実需者のニーズに即した品種開発の加速化を図った。
- b 低コスト化・省力化・高品質化を図るため、収穫時にばれいしょに傷が付きにくい機械化栽培体系の確立・導入等の取組を強化した。
- c でん粉原料用ばれいしょについては、でん粉に適した品種の作付けを推進し、化工でん粉等の新たな国産でん粉の販売を確保する取組を強化した。
- d 独立行政法人種苗管理センターにおいて、健全無病な優良種苗（原原種）の生産・配布を行った。

エ 大豆

実需者のニーズを踏まえて品質や生産性の向上に取り組む生産者が報われ、実需者も国産大豆を希望する状況を創出し、大豆生産の確保と農家経営の安定を図るため、以下の施策を推進した。

(ア) 大豆の産地改革の推進

- a 農協が中心となって産地強化計画を策定し、担い手への農地・作業の集積の加速化を図るとともに、認定農業者の認定促進や集落営農組織等の育成・法人化を図った。
また、地域の生産条件等に応じた機械・施設の導入や効率的な利用の推進、作業効率の向上を図るため、作付けの団地化、連たん化、ブロックローテーションを推進した。
- b 麦・大豆の作付体系等による土地利用の高度化を推進するため、耕起・施肥・は種の同時作業や効率的な収穫作業等、作期の競合を回避する技術の確立・普及を図った。

(イ) 実需者との連携強化等

- a 生産者団体が主催する「大豆の需給・価格情報に関する委員会」を通じた需給・価格情報の分析と生産者に対する的確な伝達、産地情報発信体制の整備等を推進した。
- b 市場開設者と売り手の完全分離や入札結果の公表等による入札取引の透明化・適正化について適切な運用を図った。また、生産者・実需者間の安定的な取引関係の構築に向け、「国産大豆協議会」を通じ、生産者団体と実需者団体との情報交換を図るとともに、契約栽培の推進を図った。

(ウ) 実需者ニーズの生産者への的確な伝達とそれを踏まえた生産の推進

銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、大豆交付金制度について、適切な運用を図るとともに、担い手及び良質大豆の生産者に対する助成の重点化を行った。

また、大豆作経営安定対策の適切な運用を図るため、資金強化措置（補てん基準価格算定方法：5年中庸3年、抛出率：国12%、生産者4%）を実施した。

(エ) 優良品種の育成・普及及び良品質大豆の安定生産のための技術の開発・普及

- a 実需者や消費者のニーズに即し、加工適性に優れ、コンバイン収穫に適した品種、高機能性等の新規形質品種等の開発を推進した。また、実需者の協力を得て、育成段階にある新品種候補の品質評価及び新品種の加工適性評価を実施した。
- b 地域ごとに大豆生産を安定化させる気象条件や土壌条件に応じた生産安定化技術の確立・普及を図った。

(オ) 大豆の需要拡大

各地域単位で開催するフォーラムやホームページ等により、消費者に対し、大豆に含まれる栄養素に関する啓発を図るとともに、国産大豆シンボルマークの普及・啓発を図ること等により国産使用表示の定着を進めた。

オ 野菜

消費者・実需者ニーズに対応し、一層の低コスト化、高付加価値化等競争力強化に向けた、担い手を中心とする「攻め」の取組を支援し、野菜の構造改革対策の一層の推進を図った。

(ア) 担い手を中心とした産地の体質強化

担い手の生産規模の拡大、機械化一貫体系の推進等を通じて、担い手を中心とした競争力の高い産地の育成を図った。

(イ) 加工・業務用需要を中心とした生産・流通・消費対策の強化

- a きめ細かな需要に対応した栽培技術体系の確立、一次加工機能を備えた流通拠点施設の整備、産地間のリレー出荷等の推進等を通じて加工・業務用需要への対応を強化した。
- b 季節や天候の制約を受けず安定的な野菜生産が可能な植物工場を低コストで設置する技術の実証・確立を推進した。

カ 果樹

「果樹農業振興基本方針」に則し、需要に見合った国内生産の確保と需給の安定を図るため、以下の施策を推進した。

(ア) 需要動向に即した国内生産の維持・確立

果実及び果実製品の需給安定を図るための計画的な生産・出荷を推進するとともに、果樹経営者に対する経営安定対策を実施した。また、担い手の経営基盤の強化を支援するため、果樹産地構造改革計画に即して行う優良品目への転換等に対する新たな支援対策への移行に向けた検討を行った。

(イ) 国際化の進展に対応した産地構造の改革

高品質、安全、手頃な価格等の消費者ニーズに的確に対応し、競争力のある産地を構築するため、うんしゅうみかん等から端境期需要に対応した晩かん類等への転換等、生産性向上に向けた園地整備や施設・機械等の整備等を推進した。

(ウ) 国産果実の輸出振興

国産果実の輸出促進のため、情報の効率的な収集と共有化を図りつつ、輸出を一体的に推進する体制を整備し、継続的かつ安定的な輸出を実現するための取組を推進した。

キ 花き

近年の花き需要の横ばい、輸入量の増加等の状況を踏まえ、「花き産業振興方針」に則し、以下の施策を推進した。

(ア) 低コスト生産・流通体制の構築

ホームユース用短茎多収栽培技術や周年生産技術の普及、産地と実需者等との間の短茎切り花の契約取引導入等の取組に必要な、低コスト耐候性ハウス等の施設整備を支援した。

(イ) オリジナル品種・高級花きによる産地ブランド化の推進

産地オリジナル品種の育成・開発体制の整備に必要な種子種苗生産供給施設や、高級花き供給体制の構築のための高度環境制御栽培施設の整備等を支援した。

(ウ) 国産花きの需要拡大対策

- a 消費者に対する花のある生活の普及促進、花と緑の園芸技術交流会の開催及び園芸技術向上を通じた花によるゆとりある地域づくりを推進した。
- b 消費者ニーズに的確に対応するための花き生産者と小売業者等との連携強化への支援や、花き生産における環境負荷低減等に関する調査を実施した。
- c 輸出振興を含めた花き産業の発展に資するとともに、日本の園芸文化を広く国際社会に紹介するため、チェンマイ国際園芸博覧会へ政府出展を行った。

ク 畜産物

(ア) 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、牛肉等の関税収入等を財源とした肉用子牛等対策を実施した。

- a 肉用子牛生産者補給交付金等の交付、指定食肉の価格安定を図るための買入れ・調整保管の実施、畜産の振興に資するための畜産業振興事業に対する補助等に充てるための交付金を独立行政法人農畜産業振興機構に対して交付した。
- b 肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化その他食肉等にかかる畜産の振興に資する施策を実施した。

(イ) 国産畜産物の競争力強化を図るため、消費者等のニーズに対応し、一層の低コスト化、高付加価値化等に向けた、担い手を中心とする「攻め」の取組を支援した。

- a 地域の核となる協業法人経営体の育成、新規就農のための研修施設、農協や公社等による離農跡地及び後継者不在農家における施設等の条件整備を推進した。
- b 酪農ヘルパー、肉用牛ヘルパー等支援組織の育成及び再編統合、規模拡大等に必要な施設等の整備を行った。また、産地育成のためのアクションプランの策定、専門家支援チームによる産地リーダー等への生産・経営技術指導等を推進した。
- c 家畜改良増殖法等に基づく「家畜及び鶏の改良増殖目標」に則して、能力検定の実施による産肉・泌乳能力等の高い種畜の選抜・利用、導入等を推進した。
- d DNA解析技術やクローン技術を活用した育種改良手法の開発、受精卵の性判別技術の利用の促進、牛の繁殖成績の改善に向けた調査・検討、インターネットを通じた飼養管理履歴等の情報提供等を推進した。
- e 牛乳・乳製品については、乳製品工場の再編・合理化、集送乳の合理化を図るうえでの拠点となる大型貯乳施設の整備等を推進した。また、食肉・鶏卵については、高度な衛生管理の導入を促進するため、産地食肉センター及び中小規模の鶏卵生産者が共同で衛生処理を行うGPセンター（鶏卵格付包装施設）の整備を推進した。

(ウ) 配合飼料価格の大幅な上昇による畜産経営への影響を緩和するため、畜産経営者に異常補てん金等を交付する配合飼料価格安定対策を措置した。

(エ) 学校給食用牛乳供給事業を推進するとともに、カルシウムをはじめ牛乳・乳製品がもつ豊富な栄養分についての消費者に対する知識の普及等を支援した。

(オ) 独立行政法人家畜改良センターに対して、①受精卵移植技術等新技術を活用した家畜等の改良増殖、②飼料作物の種苗の生産・配布、③畜産新技術の実用化、④畜産技術者の養成と海外協力、⑤家畜改良増殖法に基づく種畜検査、⑥家畜個体識別システムの運

営等を行うため、運営費交付金等を交付した。

ケ 甘味資源作物

効率的かつ安定的な生産及び品質の確保を図るため、甘味資源特別措置法に基づき指定された生産振興地域を対象として、価格対策を講ずるとともに、次の諸対策を実施した。

(ア) てん菜

直播栽培技術の確立・普及や高性能農業機械の導入を図り、省力・低コスト生産体制を整備するとともに、優良品種の育成・普及、土層改良等排水性及び作業効率の改善に向けた土地基盤整備、共同利用施設・機械の整備等を実施した。

(イ) さとうきび

- a 担い手農家への農地利用集積を図るとともに、農作業受託組織の活用やハーベスター等の導入による機械化一貫体系の確立を推進し、省力化・低コスト化を推進した。
- b 早期高糖性品種等の優良品種の育成・普及や独立行政法人種苗管理センターによる原種の生産・配付を行うとともに、畑地かんがい施設の整備等を実施した。

コ 茶

特色を活かした茶産地を育成するため、新品種の導入を含む茶園の改植、基盤整備、立地条件に即した機械化体系の導入、高性能製茶機械の導入等により、低コスト化・省力化・高品質化を図るとともに、安定的な生産体制を整備した。

サ 飼料作物等

「食料・農業・農村基本計画」に掲げる飼料自給率目標の達成に向け、飼料作物等の生産拡大や生産コストの低減、経営の安定化等を図るため、以下の施策を実施した。

(ア) 飼料作物等の生産拡大に向け、稲発酵粗飼料等の作付拡大や飼料用国産稲わらの利用拡大、放牧の推進、飼料生産の組織化・外部化（コントラクターの活用、TMRセンターの整備等）のほか、食品残さ等の飼料化等の取組を支援した。また、飼料自給率向上戦略会議等において、18年度の行動計画を策定し、関係者が一体となって飼料自給率向上に向けた取組を推進した。

(イ) 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展のため、担い手への草地基盤の利用集積や畜産主産地の再編整備を通じた畜産の担い手の育成、草地の整備改良と公共牧場の条件整備、中山間地域における未利用地等の畜産的利用を推進した。

(ウ) 耕種と畜産の連携を一層推進するため、水田における稲発酵粗飼料等飼料作物の生産、稲わらの利用等に対する取組を推進するとともに、粗飼料の需給に関する地理的な不均衡を解消するため、水田地帯で生産された飼料の広域流通を推進した。

シ その他地域特産物等

こんにゃくいも、そば、繭をはじめとする地域特産物や雑豆等については、品質や加工度の向上等による付加価値の創出、機能性に着目した新規用途開拓等により、産地の特色を活かした供給体制の確立を図った。また、その支援に必要な情報提供体制の整備、機械化・省力作業体系の導入、契約栽培の推進等を行った。特に、いぐさ・畳表については、効率的な畳表の生産体制を確立し、産地の構造改革を推進するため、生産から消費にわたる各種取組を行った。

3 食料の需給に関する動向把握と情報提供

食料自給率及びその構成要素である食料消費、農業生産等の動向を検証し、現状を国民にわかりやすく情報提供するとともに、食料自給率目標の達成に向けた関係者の取組を促進するため、「食料自給率レポート」を作成・公表した。

Ⅱ 食料の安定供給の確保に関する施策

1 食の安全及び消費者の信頼の確保

(1) リスク分析に基づいた食の安全確保

ア 食品安全に関するリスク評価の的確な実施

食品安全委員会においては、平成18年度中に、農林水産省及び厚生労働省から247件の食品健康影響評価（リスク評価）の要請を受けて審議を行い、114件の（18年度以前に評価要請を受けたものを含む。）評価結果を関係各省に通知した。

このほか、委員会が自らの判断によりリスク評価を行う案件について点検及び検討を行った。

イ 農場から食卓までの安全確保の徹底

(ア) 科学に基づいたリスク管理

リスク管理を一貫した考え方で行うための標準手順書に基づき、情報の収集・分析、データ作成等の作業を行った。また、科学的原則に基づいたリスク管理を進めるため、科学的・統一的な枠組みのもとで有害化学物質の実態調査や生産資材の調査・試験を行うとともに、競争的研究資金を活用した調査・研究を行った。

(イ) 生産段階における取組

a 生産資材の品質・安全確保

(a) 農薬及び除草剤の販売者に対する巡回点検や検査・取締りの強化、農薬使用者等に対する農薬危害防止運動等により、適正な農薬の流通・使用・保管管理の徹底を図った。

(b) 年間生産量が3万トン以下の農作物等（いわゆるマイナー作物）の農薬登録に必要なデータ作成を効率的に行うための支援等を行った。

(c) 農薬の飛散及び散布量を低減する散布技術やオゾン層破壊物質である臭化メチルの使用量を削減する防除技術、飼料の分析技術の開発等を推進した。

(d) 農薬の登録状況、使用方法等の情報をデータベース化し、広く情報提供を行った。

(e) 肥料及び農薬について、独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所による的確な検査等を通じて、その品質・安全の確保を図った。

(f) 飼料、飼料添加物については、基準・規格の設定・見直しを適切に行うとともに、国・都道府県・独立行政法人肥飼料検査所による飼料製造業者等への立入検査や巡回調査等の適切な実施により、その品質・安全の確保を図った。

(g) 18年5月のポジティブリスト制度^{*1}の導入に伴い、制度の周知を図るとともに、農薬使用基準の遵守、農薬の飛散の影響を低減する対策、飼料添加物・動物用医薬品の使用方法の確認等の徹底を図った。また、飼料への農薬の残留基準や、動物用医薬品の使用基準等の設定・見直しを進めた。

(h) 畜水産物への動物用医薬品・抗菌性飼料添加物の残留事故の発生防止及び薬剤耐性菌の発現リスクの低減化等のため、動物用医薬品販売業者や飼料製造業者、農家等に

^{*1} 食品衛生法に基づく残留基準が設定されていない農薬等（動物用医薬品、飼料添加物を含む。）が一定の量を超えて残留する食品の販売等を原則として禁止する制度。

対し、基準・規格の遵守や適正な流通及び使用等を徹底した。

b 産地における取組

- (a) リスクの予測などの情報に基づいて調査対象の優先度等を定める「サーベイランス・モニタリング計画」を策定し、農産物等に含まれる有害化学物質の実態調査を行うとともに、調査結果等を踏まえて的確なリスク管理措置の検討を行った。
- (b) カドミウムやかび毒等の有害化学物質による農林畜産物の汚染を低減・防止するための栽培管理技術の評価・導入、自主検査体制の整備及び客土等の土壤汚染防止対策を実施した。
- (c) 都道府県等が実施する埋設農薬の無害化処理の計画の策定、新たな低コスト処理技術の技術実証、周辺環境への悪影響の防止措置等の取組を支援した。
- (d) 適期・的確な病虫害防除に資するよう、病虫害の発生動向（発生予察情報）を農業者に提供した。また、環境に配慮しつつ病虫害の発生を抑制する総合的病虫害・雑草管理（I P M）の普及・定着を図るため、I P M実践指標の策定やI P M実践モデル地域の育成等を支援した。
- (e) 我が国未発生 of 病虫害の侵入を防止するため、病虫害の侵入警戒調査を実施した。また、我が国の一部地域に発生しているアリモドキゾウムシ等の重要病虫害については移動規制等のまん延防止措置を講ずるとともに、根絶に向けた防除を実施した。
- (f) 国際的な動きを踏まえつつ、我が国における農産物の生産実態、気象条件等に対応した実効性のある食品安全G A P^{*1}の普及を推進した。
- (g) 地域単位での水産物の衛生管理対策の一層の強化を図るため、水産物の品質保持に資する施設の整備等、安全で衛生的な水産物の供給体制を整備した。

(ウ) 製造段階における取組

- a 国内に流通する食品の安全を確保するため、都道府県等を通じ、食品供給工程の各段階における監視指導や事業者による自主的な衛生管理を推進した。
- b 食品衛生に関する最新の科学的知見に対応するため、食品衛生監視員の資質の向上や検査体制の充実を進めた。
- c 長い食経験を考慮し使用が認められている既存添加物については、毒性試験等を実施し、安全性の検討を行った。また、国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている食品添加物については、国が主体的に指定に向けた検討を行った。
- d いわゆる健康食品に関しては、国民が正確で十分な情報に基づき適切な食品の選択ができるよう、保健機能食品制度の普及・啓発や虚偽・誇大広告の監視指導等を行った。
- e 食肉の安全を確保するため、特定危険部位（S R M）の除去・焼却、B S E検査に努めるとともに、ホームページ等を通じた情報提供を行った。また、ピッシングの中止に必要な設備整備等を行い、食肉の安全確保対策を推進した。

さらに、食肉の生産・処理工程でのH A C C Pシステムを考え方を取り入れた高度な衛生管理の導入を促進するため、産地食肉センターにおける施設整備を行った。

*1 Good Agricultural Practiceの略。農産物の安全確保等のため、農業者・産地自らが、作物や地域の状況等を踏まえ、①農作業の点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程管理手法」をいう。

- f 水産加工場におけるHACCPシステム導入を促進するため、小規模事業者支援のための品目別危害分析・管理実施指針の策定を行った。
- g 食品製造業におけるHACCPシステム等の高度な衛生・品質管理手法の導入の促進を図った。特に、中小企業等におけるHACCPシステムの導入促進のための環境整備を支援するとともに、食品安全マネジメントシステムの普及・啓発を行うことにより、食品の安全の確保を図った。
- h 「サーベイランス・モニタリング計画」に基づき、加工段階で食品中に生成する有害物質の実態調査や情報収集に努めるとともに、リスク低減に資する研究を推進した。

(エ) 流通段階における取組

- a 食の安全確保のため、卸売市場における品質管理の高度化に向けた規範策定のためのマニュアルを策定するとともに、低温卸売場等の品質管理の高度化に資する施設の整備を推進した。
- b 食品衛生法に基づく残留基準が設定されていない農薬等（動物用医薬品、飼料添加物を含む。）が一定の量を超えて残留する食品の販売等を原則として禁止する制度（ポジティブリスト制度）の適切かつ円滑な実施を推進した。

(オ) 輸入に関する取組

- a 動物検疫について、家畜防疫官を適切に配置するなど検査体制の整備・強化に努め、家畜の伝染性疾病の侵入・まん延防止に取り組んだ。また、植物検疫について、病害虫の調査・研究の充実や検査体制の充実・強化に努め、我が国未発生の病害虫の侵入防止及び一部地域のみ発生している重要病害虫のまん延防止に取り組んだ。
- b 輸入食品の安全を確保するため、全国の検疫所において、「輸入食品監視指導計画」に基づき、輸入時における重点的・効率的かつ効果的な監視指導を実施するとともに、輸入者の自主的な衛生管理にかかる指導の実施及び二国間協議を通じた輸出国における衛生対策の推進等を図った。また、ポジティブリスト制度の施行等を踏まえ、検疫所の食品衛生監視員の増員や輸入食品・検疫検査センターの分析機器等のさらなる整備を行うとともに、検疫所における検査項目を拡大するなど、監視・検査体制の強化を図った。
- c 政府が輸入する外国産米・麦について、安全確保に万全を期するため、ポジティブリスト制度に対応した残留農薬等の検査を行った。
- d ポジティブリスト制度が導入されることに対応し、国内で販売される輸入野菜等に含まれる残留農薬の分析を行った。

(カ) 家畜防疫体制の強化

- a 生産者に対する飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針の周知・徹底等により、飼養衛生管理の向上を図った。
- b 人畜共通感染症等のリスク管理を適切に進めるため、サーベイランスの実施、新たな診断手法の実用化等の検討、海外でのリスク管理に関する情報収集の強化を行った。
- c BSE対策の実施
 - (a) BSE検査キットの購入費等に対する支援により、24か月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査を着実に実施した。
 - (b) 感染源・感染経路の究明については、感染牛にかかる給与飼料等の調査結果を踏まえ、専門家による疫学的な評価・分析を実施した。

(c) BSEの感染経路を遮断するため、輸入検疫措置を徹底するとともに、検査・指導を実施し、肉骨粉等についての飼料等利用にかかる規制を徹底した。

d 高病原性鳥インフルエンザの発生について、農場監視プログラム下の抗体陽性鶏を処理し、清浄化を図るとともに、韓国等諸外国における発生を踏まえ、国内の養鶏場の徹底した監視を行った。また、17年の発生事例について専門家による感染経路究明のための疫学的な評価・分析を実施した。

e コイヘルペスウイルス病等の魚病のまん延防止を図るため、養殖衛生管理技術者の育成・水産防疫技術の向上等を図った。

(キ) 遺伝子組換え農作物に関する取組

a 遺伝子組換え農作物の食品や飼料としての安全性、我が国の生物多様性に及ぼす影響について、関係法令に基づき科学的な評価を行った。また、安全性未確認の遺伝子組換え農作物について、水際検査を実施するとともに、遺伝子組換え農作物の生産・流通の実態を把握するための調査を実施した。

b バイオテクノロジー応用食品に関しては、コーデックス・バイオテクノロジー応用食品特別部会第6回会合を我が国において開催し、遺伝子組換え食品の安全性確保のための国際規格の作成等に貢献した。

(ク) 国際基準策定への参画

食品の安全性等に関する国際基準の策定について、我が国の主張を反映させる観点から積極的に参画するとともに、国内関係者に対し、情報提供や意見交換を実施した。

ウ リスクコミュニケーションの推進

食品安全の確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者、生産者、事業者等の関係者にわかりやすい情報を積極的に提供し、意見交換等を行うリスクコミュニケーションを推進した。

(ア) 食品安全委員会

リスク評価結果等について、関係者相互間のリスクコミュニケーションを行った。具体的には、ホームページや季刊誌等を通じた情報提供、関係行政機関とも連携した意見交換会等の実施に加え、地域の食品関係者を対象とした講習会の開催や教材の提供を行った。また、食の安全ダイヤルや食品安全モニターを通じた国民からの情報・意見の収集、リスク評価結果案等についての国民からの意見・情報の募集を行った。

(イ) 厚生労働省

残留農薬等のポジティブリスト制度導入や米国産牛肉輸入問題等、食品の安全等に関する施策について、消費者等に対する説明・意見の聴取のための意見交換会等を開催するとともに、地方自治体等の企画する意見交換会等への参加、パブリックコメントによる意見募集の実施等、リスクコミュニケーションの充実を図った。また、食品の安全に関する情報をパンフレット、ホームページ等で公表・情報発信し、食品安全施策への理解と普及・啓発を図った。

(ウ) 農林水産省

a 食品安全の確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性・透明性を確保するため、意見交換会等を行った。また、地域に根ざした食品安全行政を促進させるため、地方農政局等が各地域で関係者との懇談会、意見交換会を行った。

b 食品安全に関する情報をわかりやすく紹介したホームページの運営やメールマガジ

ン「食品安全エクスプレス」の配信を行った。

- c インターネットアンケート調査を行うための「安全・安心モニター」を採用し、リスクコミュニケーションや情報提供を効率的に行うための調査を行った。

エ 危機管理体制の整備

食品の摂取により人の健康へ重大な被害が生ずることを防止するため、関係行政機関が連携して、緊急事態への対処や発生の防止に関する体制を整備した。具体的には、17年度の検討を受け、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」を改正した。

(ア) 食品安全委員会においては、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」の改正に伴い、「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」を改正した。また、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」をはじめとする緊急時対応マニュアルに基づいて、食品の摂取を通じて起こり得る緊急事態への適切な対応に努めた。

(イ) 厚生労働省においては、「厚生労働省健康危機管理基本指針」、「食中毒健康危機管理実施要領」等を踏まえ、食品危害の危機管理に努めた。

(ウ) 農林水産省においては、17年度に開始した緊急事態の発生を想定した訓練を実施するとともに、訓練の結果を踏まえ、食品安全の緊急時対応にかかる指針等の改訂を行った。

オ 研究開発の推進

(ア) 食品の安全、動物衛生及び植物防疫のための施策決定に資するため、競争的研究資金を活用して調査・研究を実施した。

(イ) 食品のリスク分析調査に関する研究、健康食品等の安全性及び有効性の評価、食品を介するBSEリスクの解明に関する研究、食品中の添加物・汚染物質・微生物・化学物質の対策に必要な研究、輸入食品の安全性等に関する研究等を推進した。

(ウ) 食品中に存在する重金属等、汚染物質への曝露状況を詳細に把握することで、今後のリスク低減のための方策を検討した。

(2) 消費者の信頼の確保

ア トレーサビリティ・システムの確立

食品事故発生時の原因究明や食品回収の迅速化、消費者への情報提供の充実を図るため、食品の流通経路情報を活用して食品を追跡・遡及できるトレーサビリティ・システムに関し、国産牛肉について制度が適正に実施されるよう監視活動を行うとともに、それ以外の食品について、農業者・食品産業事業者による自主的な導入を促進した。

(ア) 国産牛肉

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、制度が適正に実施されるよう監視活動を行うとともに、効率的なシステム構築に向け検討を行った。

(イ) 国産牛肉以外の品目

各食品の特性を踏まえたシステム導入のために、品目別ガイドラインの作成やセミナーの開催等を行った。

イ ユビキタス食の安全・安心システムの開発

ユビキタス・コンピューティング^{*1}技術を活用して情報の記録等の自動化・簡便化を進め、生産・流通の効率化、消費者に伝える各種情報の充実等を図る「食の安全・安心システム」の開発・実証を行った。

ウ 食品表示・J A S規格の適正化の推進

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（J A S法）に関する調査会と食品衛生法に関する審議会の共同開催である「食品の表示に関する共同会議」において表示基準をわかりやすく見直すとともに、表示基準に従った適正な表示がなされるよう強力に監視・指導を行うこと等により、消費者が安心して食品を選択できる環境の整備に努めた。また、既存のJ A S規格を順次見直すとともに、新しいニーズに対応したJ A S規格の制定を進めた。

（ア）わかりやすい食品表示の実現

消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現するため、「食品の表示に関する共同会議」において調査審議を行った。18年8月には、表示事項が消費者にとって簡潔に理解できるよう加工食品品質表示基準を改正した。なお、加工食品の原料原産地表示については、生鮮食品に近い20食品群について18年10月から義務化した。

また、J A S制度のみならず食品表示全般について消費者の理解を広げるため、意見交換会の開催やパンフレットの配布等、食品の表示制度の普及・啓発を推進した。

さらに、独立行政法人農林水産消費技術センター及び社団法人食品衛生協会等に設置した6か所の一元的な相談窓口において食品の表示に関する相談に統一的に対応した。

（イ）不正を見逃さない監視体制の整備等

a 地方農政局等の職員による食品表示の監視指導等

全国の地方農政局等の職員が、常時、小売店舗等を巡回し、表示状況や表示根拠の確認、必要に応じ納入業者へ遡及した調査の実施など徹底した監視・指導を行った。

また、不正表示が確認された場合には、J A S法に基づき是正の指示を行うとともに事業者名を公表するなど厳正な措置を講じた。

さらに、消費者の協力を得た取組として、食品表示110番の設置や食品表示ウォッチャーの委嘱により情報収集に努めた。

b 食品表示の科学的な検証技術の確立及び活用

独立行政法人農林水産消費技術センターにおいて、DNA分析技術等を活用した食品表示の科学的検証技術に関する実証研究を行った。また、既にDNA分析技術等が実用段階にある食品については、その技術を活用した食品表示の科学的検証を実施した。

（ウ）J A S規格の見直し

J A S法において5年ごとにすべてのJ A S規格を見直すこととされていることを踏まえ、消費者の関心や国際的な規格の動向等を勘案し、必要な見直しを行った。また、規格項目や定義に関する分析手法の妥当性確認等を行い、規格の信頼性向上に努めた。

（エ）生産情報公表のJ A S規格

^{*1} 至る所に存在するコンピュータ（パソコンや電子タグ等）がネットワークを形成し、利用者の周りの状況を把握・判断することで、利用者自身が意識しなくても物事を解決してくれる技術（「いつでも、どこでも、誰でも簡単にコンピュータを活用できる技術」）。

一部の加工食品（豆腐・こんにゃく）について、生産に関する情報が正確であることを認証する「生産情報公表 J A S 規格」を制定した。また、生産情報公表の J A S 規格に関する講習会等の開催、消費者の理解を促進するための積極的な情報提供を行った。

（オ）流通 J A S 規格

特色のある流通方法の基準を定める流通 J A S 規格の制定に向けて検討を開始した。

（カ）特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの見直し

有機農産物 J A S 規格との整合性や、環境に配慮して栽培された農産物である旨の情報を消費者にわかりやすく提供する観点からガイドラインの改正を行った。

エ 原料の原産地表示に関するガイドラインの普及・啓発の推進

「外食における原産地表示のガイドライン」に基づき、外食事業者における原産地表示への取組が適切に行われるよう、優良事例を活用した外食事業者の業種・業態ごとのパンフレットの作成等、ガイドラインのより一層の普及・啓発を図った。また、18年6月に策定した「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン」に基づき、製造業者等における豆腐・納豆の原料大豆の原産地表示の推進に向けた普及・啓発を行った。

オ 消費者への情報提供

（ア）食中毒の予防や食品の選び方・取扱い方等、食品安全に関する情報を掲載した消費者向けホームページを公表した。

（イ）消費者相談の窓口である、「消費者の部屋」等において、消費者からの農林水産業や食生活に関する相談に効率的に対応するとともに、消費者に対し、農林水産行政の情報提供及び啓発を行った。特に子どもに対しては、農林水産本省における子ども相談電話による対応を行うとともに、社会見学等のグループ学習を積極的に受け入れた。

（ウ）全国に食料品消費モニターを設置し、消費者の意見・要望等を常時把握した。

（エ）食品の需給及び価格の安定を図るため、価格需給動向の予察、緊急調査等の巡回調査を行った。また、東京と海外主要都市における食料品の小売価格及びその変動要因についての実態調査を実施した。

2 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

（1）国民運動としての食育の推進

平成18年3月に策定した「食育推進基本計画」に基づき、関係府省等が連携しながら、家庭、学校、地域等様々な分野において国民運動として食育を推進した。特に、18年6月の「食育月間」では、全国規模の中核的なイベントとして「第1回食育推進全国大会」を開催した。また、食育推進有識者懇談会及び都道府県・指定都市食育推進主管課長会議を開催するとともに、食育に関する意識調査等を実施した。

さらに、朝食をとるなどの子どもの基本的生活習慣を育成するため、18年度から「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進することとし、全国的な普及・啓発や地域ぐるみで生活リズムを向上させる取組を展開した。

（2）生産、流通、消費の各段階を通じた食育の推進

食育推進基本計画に基づき、食生活改善のための取組、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践、食品関連事業者等による食育推進、農林漁業体験活動の促進、食文化継承のための活動等を推進するため、以下の取組を行った。

ア 「食事バランスガイド」の普及・活用の促進

中食・外食産業や小売業等において「食事バランスガイド」を活用した健全な食生活の普及・啓発を図った。また、民間における「食事バランスガイド」を活用した食育活動を支援した。さらに、ポスター、リーフレット、雑誌、TV等の媒体を活用し、重点地域に集中して「食事バランスガイド」の理解の促進を図った。

イ 「日本型食生活」の普及・啓発

「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした「日本型食生活」の実践を促進するため、モデル地域における多様な取組の支援・実証を行った。また、都市部の児童・生徒等を対象とした体験学習や学校給食における「日本型食生活」の実践を促進し、次世代への普及・定着を図った。

ウ シンポジウムやイベントの開催

消費者、栄養士・医師等を対象とする各種シンポジウム、食育優良事例コンクール等を開催した。また、マスメディアと連携し、「食事バランスガイド」や伝統的な食文化等に関するステージイベントを全国各地で開催した。

(3) 学校における食育の推進

学校給食における地場産物の活用の促進や米飯給食の推進のための方策等について検討を行った。また、各地域において栄養教諭を中核とし、学校・家庭・地域が連携した食育推進事業を実施した。さらに、教職員、保護者等を対象としたシンポジウムの開催、児童・生徒の食生活の状況が健康や意欲に及ぼす影響等に関する調査研究の実施等を行った。

3 地産地消の推進

- (ア) ITを活用した情報収集や情報提供、関係者の情報交換の場づくりにより、生産者と消費者等の「顔が見え、話ができる」関係づくりを推進した。
- (イ) 地産地消の取組の一環として、地場農産物の直売や加工等の取組を支援した。
- (ウ) 各地域において取り組むべき事項やその目標等を明らかにした地産地消の実践的な計画の策定を促進した。
- (エ) 地産地消に取り組む際に参考となる情報・ノウハウの提供を行うとともに、地場農産物の流通・販売を通じて地産地消を推進する者の育成・研修を推進した。
- (オ) 地産地消の優良事例の表彰、地産地消の効果測定分析、国際シンポジウム、学校給食における地場農産物活用促進の指針づくり、広報誌の発行等を支援した。

4 食品産業の競争力の強化に向けた取組

効率的・安定的なフードシステムの構築を図るため、食農連携の推進による高付加価値食品の供給や生産資材・流通経費の低減を含めた食料供給コストの縮減を図るとともに、環境対策や食品流通の効率化等を総合的に推進した。

(1) 食品産業の事業基盤の強化

ア 製造段階における技術開発の支援

地域における技術開発のための基盤づくり等に対する支援を行うとともに、地域食品のブランド化に不可欠な機能性の評価手法に関する研修等の技術支援を行った。

イ 特定農産加工業の経営改善に対する支援

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定農産加工業者の経営改善を図るため、金融・税制上の支援措置を実施した。

ウ 中小企業支援等業種横断的施策の促進

- (ア) 食品産業の経営基盤の強化を図るため、構造転換の対応策等に必要な調査等を行った。
- (イ) 食品の安定供給、農林水産関連企業の体質強化等を図るため、農林漁業金融公庫等政府系金融機関から、長期・低利の資金の貸付けを実施した。
- (ウ) 産業活力再生特別措置法に基づく農林水産関連企業の事業・産業再編及び「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく農林水産関連中小企業の創業、経営革新、異分野新連携等を支援するための金融・税制上の措置を実施した。

エ 外食産業の振興

- (ア) 外食産業と農業の連携を促進し、国産食材の利用推進、食材の安定供給の確保を図るため、産地等における農業者、外食事業者等が参加した交流会や全国レベルでのシンポジウム等を開催するとともに、国産食材の利用・調達に関するニーズの発信等を行った。
- (イ) 外食事業者における原産地表示への取組が適切に行われるよう、外食事業者の業種・業態ごとのパンフレットの作成等、ガイドラインのより一層の普及・啓発を図った。

(2) 食品流通の構造改革の推進

ア 卸売市場の機能・連携強化等

- (ア) 卸売市場における品質管理の高度化及び卸売市場の再編等を促進するとともに、そのために必要な施設等の整備を推進した。
- (イ) 卸売市場の機能・体制の強化を図るため、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法に基づく、市場関係事業者の経営体質を強化するための支援を実施した。
- (ウ) 地域の拠点となる地方卸売市場の開設者が、他の卸売市場の開設者と連携または合併して、これらの卸売市場の機能高度化を図る取組について、税制上の支援を行った。

イ 食品小売業の活性化

- (ア) 食品小売業の経営改善を図るため、必要となる知識や技術等の普及、人材育成マスター評価システムを活用した人材育成を推進した。
- (イ) 食品小売業や商店街の活性化を図るため、食品小売業者や商店街振興組合等が生産者・産地と連携して行う地域農水産物の付加価値を高めるための商品開発等を支援した。

(ウ) 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業に対する農林漁業金融公庫等の金融機関を通じた長期・低利の資金の融通を実施した。

ウ 食品流通の効率化

- (ア) 効率的な食品流通体系の構築を図るため、電子タグを卸売市場を中心とする生鮮食品流通に導入した場合の最適な作業体系について実証実験を推進した。
- (イ) 卸売市場において、電子商取引システムを活用したダイレクト物流（商物分離直接流通）の仕組みを開発し、取引業務や物流の簡素化によるコスト削減の実証等を実施した。
- (ウ) モーダルシフトの推進等に向けた課題の抽出・整理を行い、今後の青果物等の長距離輸送コスト低減の仕組みづくりのための可能性等を調査・検討した。
- (エ) 地方または大都市近郊の卸売市場における物流コストの削減と集荷力の向上を図るため、複数の卸売市場の連携による最適な物流システムの確立を支援した。
- (オ) 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく流通業務総合効率化事業に対し、政府系金融機関を通じた長期・低利の融資や財団法人食品流通構造改善促進機構による債務保証等の支援、関係補助事業等の活用等を推進した。

（３）東アジア食品産業活性化戦略（東アジア食品産業共同体構想）の推進

東アジアの活力を活かし、我が国食品産業の国際競争力の強化を図るとともに、東アジア各国の食品産業の発展に寄与するため、我が国食品産業の東アジア各国への投資促進等を目指す「東アジア食品産業活性化戦略基本方針・実行計画」を策定した。

（４）食品産業における環境負荷の低減及び資源の有効利用

ア 食品リサイクルを通じた循環型経済社会システムの構築

- (ア) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）に基づき、食品循環資源の再生利用等を促進するため、優良な食品リサイクルの取組を認証するための仕組み等を整備するとともに、同法の普及・啓発を図った。
- (イ) 食品リサイクル法の目標年度における食品関連事業者の取組状況を調査・評価するため、事業者データベースの再整備を行った。

イ 容器包装リサイクル促進対策

- (ア) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）に基づき、ただ乗り事業者^{*1}に対する義務履行の促進、法的措置等を実施した。
- (イ) 容器包装リサイクル制度についての普及・啓発活動に対する支援、リターナブル容器の普及促進、容器包装の利用・製造等の実態調査等を行った。

ウ その他環境対策の総合的推進

- (ア) 公害防止等を確保するための情報提供を行った。
- (イ) 地球温暖化対策を推進するため、食品産業における二酸化炭素等の排出抑制等環境自主行動計画の策定を推進するとともに、追跡調査を実施した。

５ 食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障

^{*1} 再商品化の義務がありながら、その義務を果たさない事業者。

（１）農産物の安定的な輸入の確保

- （ア）小麦・大麦の輸出国との安定的な貿易関係の形成、緊密な情報交換等を行った。
- （イ）食料輸入の安定化・多元化に資するよう、アジア諸国等とのEPAの締結を通じ、輸出国における生産の安定を図るとともに、輸出規制、輸出税といった貿易阻害要因の除去等に努めた。
- （ウ）輸入の増加による国内の農林水産業に対する影響を監視するため、必要な情報を常時収集した。
- （エ）食料等の安定的な輸入のために、基幹航路やアジア地域における物流ネットワークの充実に資する国際海上コンテナターミナルの整備、穀物等のばら積み貨物の安定的かつ低廉な輸送のための多目的国際ターミナルの整備等、国際港湾の機能強化を推進した。

（２）不測時における食料安全保障

- （ア）食料供給に影響を及ぼすおそれのある様々な不測の事態に的確に対処するため、不測時の食料安全保障マニュアルについて、国内外の需給動向を踏まえ、その実効性を点検した。また、不測時における国内農業生産による供給可能量の水準や食料供給の確保のための対策等について、国民に対して普及・啓発を行った。
- （イ）食料安全保障上重要と考えられる品目等について、主要輸入先国における生産・流通状況、我が国における在庫・輸入状況及び国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析並びに国民に対するこれらの情報の提供の充実・強化に努めた。

（３）適切な備蓄の実施

ア 米

政府備蓄については、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（平成18年11月）において、政府による買入数量及び売渡数量をそれぞれ30万トンと設定した。

イ 麦

食糧用麦の備蓄については、政府における保有水準を見直し、外国産食糧用小麦需要量の1.8か月相当分を保有するとともに、適正かつ効率的な運営を図った。

ウ 大豆

大豆の国際需給の変動等に対応し、その安定的な供給を確保するため、社団法人大豆供給安定協会において食品用大豆の備蓄（18年度3.9万トン）を実施した。

エ 飼料穀物

飼料穀物の備蓄について、不測の事態に対処するため、とうもろこし・こうりゃんについては60万トンの備蓄を実施した。また、飼料用大麦については米とあわせた35万トンの備蓄を見直し、特例的な措置として、備蓄の全量を米に振り替えた。

6 国際協力の推進

（１）食料・農業分野における技術・資金協力

- (ア) インド、バングラデシュ、タイ、ウズベキスタン、カザフスタン、ラオス及びガーナを対象とした国別援助計画の策定・改定に当たり、相手国の開発ニーズを総合的に検討する中で、食料・農業分野の国際協力のあり方等について検討した。
- (イ) 開発途上国からの要請に応じ、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、技術協力プロジェクト、個別専門家の派遣、開発調査等を行った。
- (ウ) 開発途上国からの要請に応じ、国際協力銀行（JBIC）を通じて円借款の供与を行うとともに、一般無償資金協力、水産無償資金協力、食糧援助、貧困農民支援（旧食糧増産援助）等を行った。
- (エ) 開発途上国における食料安全保障の確保、飢餓・貧困の削減、地球環境問題への対応及び農業交渉等における我が国の主張への理解や協力の促進に資するため、以下の事業を行った。
- ① 食料・農業・農村に関する情報の収集及び開発途上国に適した農業技術の開発
 - ② 開発途上国の農民等の能力向上に向けた研修員の受入れ及び専門家の派遣
 - ③ 国際連合食糧農業機関（FAO）、世界食糧計画（WFP）等の国際機関が行う国際協力活動等に対する資金の拠出及び専門家の派遣
- (オ) EPAの締結を通じ、アジア諸国の農林水産業の発展による農村地域の貧困削減等に向けた国際協力の適切な実施に努めた。
- (カ) WTO交渉の円滑な推進に資するため、主要課題となっているアジア・アフリカ地域におけるLDC（後発開発途上国）の開発に関して、農林水産分野における人材育成等の支援を実施した。

（２）国際的な食料の安定供給の確保に向けた支援策の強化

- (ア) 近年の不安定な国際穀物需給状況のもとで、既存の援助枠組みでは対応できない大規模な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するため、緊急食糧支援事業により、緊急食糧支援の実施に伴う財政負担を平準化するための資金造成を行った。
- (イ) 東アジア地域における食料安全保障の強化及び貧困緩和を目的とする、東アジア緊急米備蓄システムの設立に向けたパイロット・プロジェクト（実施期間：平成16年度から3か年）の円滑な推進のため、我が国はプロジェクトの調整国として事務局運営に対する支援及び現物備蓄米の放出等の積極的な貢献を行った。

Ⅲ 農業の持続的な発展に関する施策

1 望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保

(1) 担い手の明確化と支援の集中化・重点化

ア 担い手の明確化

(ア) 地域の実情に応じた担い手の育成・確保

将来にわたって地域農業を担う、意欲ある担い手の育成・確保に向けた運動を展開した。具体的には、行政機関及び農業団体が一体となって、品目横断的経営安定対策の内容を現場段階に周知するとともに、対策の対象者要件を満たす担い手の育成・確保に取り組んだ。

(イ) 認定農業者制度の適切な運用

「認定農業者制度の運用改善のためのガイドライン」、「今後の担い手政策の推進について」を踏まえた市町村等の取組状況の把握を適切に行い、認定農業者制度のさらなる運用改善等の徹底を図った。

イ 担い手への支援の集中化・重点化

(ア) 認定農業者等意欲ある担い手の育成・確保に向けた総合的な支援

担い手の育成・確保及び品目横断的経営安定対策の円滑な導入に向け、①認定農業者の育成・確保及び効率的かつ安定的な農業経営への発展支援、②集落営農の組織化・法人化や経理の一元化等の支援、③農地の利用調整の効率化及び適正利用等の推進、④新規就農者・女性農業者等の育成・確保、⑤地域連携普及活動への支援等を総合的に実施した。

(イ) 認定農業者等意欲ある担い手に対する制度資金の融通

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、農業経営基盤強化資金、農業経営改善促進資金、農業近代化資金等の円滑な融通、債務保証の着実な活用を図った。また、現在は償還困難な負債をかかえつつも、経営の改善を積極的に進めようとする農業者に対して、農業経営維持安定資金、農業経営負担軽減支援資金等の円滑な融通を図った。

(ウ) 担い手への経営資源の円滑な承継に対する支援

経営が困難な農業者の有する優良な経営資源が有効活用されるよう、関係者が当該農業者の再生または担い手への円滑な承継に向けた支援を行った。

ウ 経営構造対策等の推進

(ア) 経営構造対策

効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を図るため、認定農業者等の担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備を支援した。なお、本対策においては、地域の自主性や裁量性を拡大するとともに、より高い目標を掲げて構造改革に取り組む地区を支援した。

(イ) アグリ・チャレンジャーへの支援

認定農業者等の経営体の経営の多角化及び農畜産物等の高付加価値化等による経営発展を図るため、農業生産を核に加工・流通・販売・交流等のアグリビジネスに挑戦するうえで必要となる生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備を支援した。

（２）集落営農の組織化・法人化等の推進

ア 集落営農の組織化・法人化

- （ア）農用地利用改善事業等を活用して農地の面的な利用集積を図りつつ、集落営農組織の特定農業団体化・特定農業法人化を推進した。
- （イ）集落営農の組織化・法人化を加速的に推進するため、集落営農の発展段階に応じ、①集落リーダーによる組織化に向けた調整活動、②全国団体や普及組織による支援体制の確立、③集落関係者間の理解の醸成のための調整活動、④集落営農の経理の一元化に向けた取組、⑤基盤整備等、各課題に即した包括的支援策を実施した。
- （ウ）経営体育成強化資金及び農業改良資金の貸付対象者に集落営農を追加するとともに、経営体育成強化資金及び農業近代化資金の貸付使途に集落営農の長期運転資金や集落営農が法人化する場合の出資金に充てるための資金を追加した。また、農業法人投資育成事業を営む承認会社の投資対象に、特定農業法人を追加した。

イ 農作業受託組織の育成

- （ア）飼料生産にかかる労働負担の軽減や大型機械化体系における作業の効率化、低コスト化を図るため、コントラクターの育成、既存のヘルパー組織、コントラクター等の統合に必要な施設機械の整備を推進した。
- （イ）担い手の規模拡大等に伴う労働力不足を補完する観点から、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行うコントラクターの育成に必要な農業機械等の整備を推進した。

２ 人材の育成・確保等

（１）新たな人材の育成・確保

ア 就農に関する情報提供・相談活動の展開

農業への関心の高まりや多様化する就農希望者のニーズに対応し、全国新規就農相談センター等において、公共職業安定所と連携した農業法人等への就農希望者に対する情報提供、就農相談、無料職業紹介、紹介予定派遣等を実施した。

イ 新規就農者の円滑な技術習得

農業就業体験や農業法人等における実践研修等を実施するとともに、若年者の雇用就農を促進するため、民間団体においてモデルカリキュラム及び指導マニュアルを作成した。

ウ 新規就農者の就農に必要な資金の融通

新たに就農しようとする青年等または当該青年等をその営む農業に就業させようとする農業法人等に対して、①技術等を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金、②経営を開始するための機械・施設の購入等に必要な資金（新たに就農しようとする青年等への貸付けに限る。）の貸付けを行った。

エ 新規就農者による円滑な経営継承

離農農家、規模縮小農家等の経営基盤の継承先として、新規就農者が期待されていることを踏まえ、農地の確保、施設・機械の整備、家畜の導入等、初年度投資が大きく多様な準備が必要な畜産を中心に、経営継承の円滑化のための施策を講じた。

オ 新規就農者の経営定着の促進

新規就農者支援ネットワークを活用した受入環境の整備を推進した。

カ 小・中学生の農業に対する理解と関心の醸成

各地で取り組まれている農業・農村体験活動を定着させるための全国的な組織作りへの支援及び農業・農村体験学習の受入に関する情報提供等への支援を実施した。

キ 高校生等の就農意欲の喚起

農業高校と農協等の地域の関係機関が連携し、バイオテクノロジー等先端的な技術・技能を取り入れた教育等を行っている学校を指定する「目指せスペシャリスト（スーパー専門高校）」事業等を実施し、将来の地域社会を担う専門的職業人の育成に向けた取組を推進した。

（２）女性の参画の促進

男女共同参画基本計画を踏まえ、農業・農村の重要な担い手である女性の経営上の位置付けを明確化し、女性の農業経営や地域社会への一層の参画を促進するため、総合的かつ効果的な施策の推進を図った。

ア 男女共同参画社会の形成に向けた総合的な支援

農山漁村における具体的な女性の参画目標の設定及びその達成に向けた啓発活動を実施した。また、女性の認定農業者数の拡大など、女性の経営参画を促進するための研修や普及・啓発、地域における女性農業者への支援体制の整備や情報提供の強化を図った。

イ 女性による農産加工等の活動の促進

女性の起業活動を発展させるため、研修や情報提供、施設整備等に対する支援を行った。

ウ その他女性の参画の促進に資する施策

女性の農業経営と育児等の両立を支援するため、農山漁村の子育て支援に関するシンポジウムの開催や情報提供等を実施した。また、農山漁村女性の活動分野の拡大を図るため、女性のネットワーク化を推進した。

（３）高齢農業者の活動の促進

ア 高齢者能力活用の促進

担い手への支援活動や集落営農への参画等、知識や経験が豊富な高齢者が担い手を様々な形で支援していけるよう、高齢者に対する普及・啓発や研修、高齢者層の取りまとめ役となる人材の育成とその活用の実証、先進的事例の収集・情報提供、高齢者への表彰を行った。

イ 農村における高齢者福祉対策の充実

農村の高齢者対策等における農協等の役割を適切に発揮するため、農協職員の研修、活動組織のリーダー育成等を図った。

（４）農業者年金制度の着実な推進

独立行政法人農業者年金基金において、農業者の老後に必要な年金等を給付することにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図った。また、農業者の確保のため、認定農業者等の担い手に対して保険料の軽減措置を行った。

3 農地の有効利用の促進

(1) 担い手への農地の利用集積の促進

ア 総合的な農地利用集積対策の推進

- (ア) インターネット等により農地の売買、貸借の希望に関する情報を集積・公開し、地域外から広範に農地の引受希望者を募集できる仕組みの構築を推進した。
- (イ) 農業委員会が実施する優良農地の確保及び耕作放棄地の解消並びに担い手に対する農地の利用調整活動等を支援した。
- (ウ) 農地保有合理化法人の仲介機能を活用し農地の利用集積が担い手に集中して行われるよう、地域の実態にあった取組を支援する無利子資金の貸付けを実施した。
- (エ) 金銭出資等の事業により、農業生産法人への農地の利用集積を図った。
- (オ) 農地保有合理化法人が自ら買入れなどを行っている農用地等を、一定の要件を満たす認定農業者等に売渡しなどを行うことにより、農地の利用集積を促進した。

イ 農地利用集積に資する支援策の充実

- (ア) 担い手の育成に資する草地等の総合的な整備を契機として無利子資金の貸付けを行い、担い手への草地等の集積を推進した。
- (イ) 経営構造対策の事業実施地区において、担い手への農地の利用集積等の目標を設定し、地域農業の担い手となる経営体の育成・確保に資する施設等の整備を実施した。

(2) 耕作放棄地の発生防止・解消に資する施策

- (ア) 改正農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想の改正による耕作放棄地対策の位置付けを促進するとともに、農業委員会による指導、都道府県知事の調停・裁定制度、市町村長による耕作放棄地の緊急的な管理に関する措置命令制度等を活用し、地域の主体的な取組による耕作放棄地の発生防止・解消を促進した。
- (イ) 効率的かつ安定的な経営体への農地の利用集積、基盤整備事業の実施により農地の効率的な利用を促進するとともに、中山間地域等における農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度の実施等を推進した。
- (ウ) 地域の実情を踏まえた多様な主体による耕作放棄地の活用を促進するため、耕作放棄地の実態等の調査や援農ボランティアによる活動及び土地条件整備への支援を実施した。

(3) 農地の効率的利用のための新規参入の促進

農業の担い手が不足し、耕作放棄地の増加が懸念される地域において、農地の効率的利用を促進するとともに、新たな担い手を育成・確保するため、企業等が農業に参入可能な区域や参入企業への支援措置等について、ホームページで情報を提供した。また、農業参入に関心のある企業や受入れに積極的な市町村等を集め、農業参入推進大会や相談会を開催した。

(4) 優良農地の確保のための計画的な土地利用の推進等

優良農地の確保と有効利用を推進するため、平成17年11月に改定された「農用地等の確保等に関する基本指針」を踏まえた都道府県による「農業振興地域整備基本方針」及び市

町村による「農業振興地域整備計画」の改定を促進した。また、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用、効率的かつ安定的な経営体への農地の集積、農業生産基盤の整備等の施策を通じて農地の保全・有効利用を促進した。

4 経営安定対策の確立

（１）品目横断的政策への転換

我が国の農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律にも対応し得るよう、すべての農業者を対象として品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化したうえで、その経営の安定を図る品目横断的経営安定対策を平成19年産から導入すべく関連法律を整備した。また、①生産現場に対する対策の内容や具体的手続方法の周知、②新たな事務の執行に必要な電算処理システムの構築、③執行体制の整備等を行った。

（２）品目別政策の見直し

ア 米

（ア）稲作所得基盤確保対策

需要に応じた米づくりを行うための生産者、生産者団体による自主的な努力を支援するため、生産者の抛出と国からの交付金により造成した資金を用いて、生産者の稲作所得の基盤を確保するための対策を生産調整の優遇措置として講じた。

（イ）担い手経営安定対策

米価下落等による稲作収入の減少の影響が大きい担い手を対象に、稲作所得基盤確保対策に上乘せし、稲作収入の安定を図る助成措置を講じた。

イ 麦

19年産麦からの品目横断的政策への転換に向けて、「今後の麦政策のあり方」を踏まえ、政府による国内産麦の無制限買入制度の廃止や需給見通しの策定などを内容とする食糧法の改正を行うとともに、新たな輸入麦の売渡制度の仕組みを決定した。

ウ 大豆

（ア）国産大豆生産の確保と農家経営の安定を図るため、銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、原則として事前に定める全銘柄共通の一定の単価を助成する大豆交付金制度について、適切な運用を図った。

（イ）価格低下が大豆作経営に与える影響を緩和するため、価格低落時に、その低下額の一定割合を生産者の抛出と国の助成により造成する資金から補てんする「大豆作経営安定対策」の適切な運用を図るため、資金強化措置を実施した。

エ 野菜

（ア）価格低落時に、交付金を交付することにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、野菜の生産及び出荷の安定を図った。

（イ）野菜の計画的な生産・出荷を促進するとともに、一時的な需給変動による価格低落時に緊急野菜需給調整事業を行った生産者に対し、交付金を交付した。

(ウ) 野菜価格安定制度・需給安定対策について、「野菜政策に関する研究会」報告（17年3月）を踏まえ、担い手を中心とした産地への重点的支援等について19年度からの見直し内容を決定した。

オ 果樹

「果樹農業振興基本方針」を踏まえ、これまでの経営安定対策を、19年度から果樹産地構造改革計画に即して行う担い手の経営基盤強化のための支援対策に移行することとし、その具体的な内容を決定した。

カ 砂糖及びでん粉

(ア) 砂糖については、輸入糖等からの調整金の徴収等、現行制度を維持しつつ、調整金収支を改善させるとともに、需給事情等を反映した、透明かつ客観的な基準に基づいた適切な運用を図った。

(イ) でん粉については、関税割当制度の運用において、国内産いもでん粉と輸入とうもろこしの抱き合わせを適切に実施し、国内産いもでん粉の需要を確保した。

(ウ) 19年産から新たな制度へ移行するため、原料作物にかかる最低生産者価格制度の廃止、でん粉に関し価格調整を行う仕組みの創設等を内容とする「砂糖の価格調整に関する法律」の改正等を行った。

キ 繭・生糸及び葉タバコ

繭・生糸については、高品質繭の生産の推進を通じ、養蚕農家の経営改善を推進した。また、葉たばこについては、日本たばこ産業株式会社が、葉たばこ審議会の意見を尊重して各耕作者との売買契約において定めた種類別・品位別価格により買入れを行った。

ク 加工原料乳

(ア) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、指定生乳生産者団体を通じて生産者に補給金を交付した。

(イ) 社団法人日本酪農乳業協会の発信する価格・需給情報に基づく、公正かつ適正で客観的な基準に基づいた生乳取引の推進及び需給調整機能の改善を図った。

(ウ) 加工原料乳価格の低落時にその低落額の一定割合を補てんする加工原料乳経営安定対策の適切な運用を図った。

ケ 食肉等

(ア) 指定食肉（牛肉・豚肉）については、「畜産物の価格安定に関する法律」の適正な運用により、価格の安定を図った。

(イ) 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度を実施した。

(ウ) ブロイラーについては、需給及び価格の安定を図るため、需要に見合った計画的な生産の指導を行った。

コ 鶏卵

鶏卵については、生産者の自主性に基づく需要に見合った計画的な生産の推進を図るとともに、卵価安定基金の補てん準備金の造成を行った。

（３）農業災害による損失の補てん

災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、農業災害補償法に基づき、災害による損失の合理的な補てんを行う農業災害補償制度

の適切な運用を図った。

(ア) 18年の梅雨前線豪雨、台風等による農作物等の被害に対し、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払いについて、農業共済団体等を指導した。また、水稻にかかる共済金については、年内に支払いを行った。

(イ) 農業共済の共済掛金及び農業共済団体の事務費等に対する助成措置を講じた。

5 経営発展に向けた多様な取組の促進

(1) 多様な経営発展の取組の推進

認定農業者等の多様な経営発展を支援するため、高付加価値作物の導入、特産品の加工、販路開拓、情報受発信システムの整備等の取組に対する支援を実施した。

(2) 農業と食品産業との連携の促進

(ア) 生産者と食品産業等の実需者が都道府県の枠を越え連携して農産物を安定供給・確保する取組、複数の都道府県にわたる生産者が連携して生産・加工・販売施設等を整備する取組等の広域的なアグリビジネスの取組について支援を行った。

(イ) 消費者の多様な需要に的確に対応した食料供給の実現を図るため、地域における食料産業クラスターの形成（食品産業・農業・関連産業による連携構築）を推進し、地域の食材を活用した新商品の共同開発や国産原料調達の円滑化に資する調査・分析、地域食品産業の食品開発にかかる技術支援等を行った。

(3) 輸出倍増対策の強力な推進

(ア) 輸出相手国における市場動向等海外の貿易情報を収集し、これらの情報や調査結果を広く生産者等へ周知した。また、米、野菜、茶の輸出可能性の調査及び日本食の海外展開のための調査を実施した。

(イ) 海外6都市で開催された食品見本市等へ日本政府ブースを出展するとともに、海外5都市の百貨店に常設店舗を展開し、一般消費者向けの料理講習会を開催した。

(ウ) 在外公館において、各国のオピニオンリーダー等に日本からの高品質な食材を用いた日本食を提供し、日本食文化の普及を図るとともに、日本産農林水産物・食品の輸出振興を支援することを目的とした「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業を海外10か国11か所で開催した。

(エ) 優れた日本食・日本食材の海外発信のためのパンフレットを作成・配布するとともに、輸出成功事例をまとめたDVDを作成した。また、海外に在住し、日本食・日本食材等の海外での紹介、普及などに多大に貢献してきた功労者に対し表彰を行った。

(オ) 世界的にブームとなっている日本食の普及を一層推進するため、19年3月、海外日本食レストラン推奨有識者会議が、「日本食レストラン推奨計画」の提言を行った。

(カ) 果実、水産物等の今後輸出拡大が期待される特定品目について、本格的に輸出に取り組もうとする民間団体等の行う輸出拡大プロジェクトに対して重点的に支援した。

(キ) 輸出阻害要因の是正に向け、通関上の問題への対応や、検疫上輸出できない品目の解

禁への働きかけ等を行うとともに、E P A交渉等の場において、輸出拡大が期待される品目の市場アクセスの改善を図った。

- (ク) 独立行政法人日本貿易振興機構（J E T R O）による貿易相談業務、海外市場調査、海外展示会への出展支援、地域における輸出への取組に対する支援を通じ、農林水産物等の海外販路開拓を支援した。

（４）食料供給コスト縮減に向けた取組の促進

「21世紀新農政2006」に掲げられた食料供給コストを5年で2割縮減する目標に向けて、「食料供給コスト縮減アクションプラン」を策定した。

6 経営発展の基礎となる条件の整備

（１）生産現場のニーズに直結した新技術の開発・普及

ア 農業経営の発展の基礎となる革新的生産技術の開発

- (ア) 輸入農産物との競合が激しい加工・業務用農産物について、画期的な特性を有する農産物の開発や、これを低コストで安定供給できる生産技術の開発を進めた。
- (イ) 自給飼料の生産性やT D Nを画期的に向上させる品種や省力的な収穫・調製技術の開発、自給飼料多給による畜産物生産技術の開発を進めた。
- (ウ) 作物生産性の向上に資する基盤技術として、e D N A（土壌から直接抽出して得たD N A）の解析手法を取り入れた土壌生物性評価手法の開発を進めた。
- (エ) 大規模な畑作、水田作における生産性の高い地域輪作システムの導入に向けて、成果重視事業の枠組みのなかで、技術開発、普及・啓発を一体的に実施した。
- (オ) 農業の環境負荷低減を図り、植物自身がもつ抵抗性や天敵誘導物質を利用した病害防除技術等、作物本来の機能や生物間の相互作用を活用した生産管理技術の開発を進めた。
- (カ) カドミウム、ダイオキシン類、ドリリン系農薬等の有害化学物質について、農林水産生態系における動態の把握、生態系への影響評価、分解・無毒化技術の開発を進めた。

イ 食品の安全・信頼の確保

- (ア) 食品・農林水産物の生産から加工における危害要因の検出や、食品表示の高度偽装防止、さらに科学的根拠に基づく食品機能の新評価手法等の技術開発を進めた。
- (イ) B S Eをはじめ主要な人獣共通感染症における家畜の診断・予防技術の開発に加え、病原体の感染・増殖・排出メカニズムの解明及び簡易・迅速診断法の実施した。
- (ウ) 抗菌性飼料添加物に頼らない畜産物生産技術及び動物用医薬品使用量低減のための畜産物生産技術の開発を進めた。

ウ 機能性を付与した農産物の研究開発と実用化促進

- (ア) 産学官連携のもとで、独立行政法人の有する技術シーズの実用化・産業化を図るため、遺伝子組換え技術を用いた機能性農産物の研究開発等を推進した。
- (イ) 遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価に必要な研究開発、遺伝子組換え作物との共存を図る技術開発、遺伝子組換え作物等に関する意識調査を実施した。

エ 産学官連携による研究開発の推進

- (ア) 農林水産現場の課題に対し地方大学等の産学官の研究機関等が結集し、コーディネート機関の支援を通じて成果の早期実用化を図る研究を支援した。
- (イ) バイオ産業の活性化を図るため、産学官における研究開発能力を結集し、異分野研究者が共同して行う融合研究を通じた画期的な技術開発を推進した。

オ 国際的取組

- (ア) 国内外の食料需給の安定や世界の水問題の解決を目指し、地球規模の水循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価と予測を行い、対策シナリオの策定を進めた。
- (イ) 海外との共同研究交流の促進や国際研究に携わる我が国若手研究者の育成に取り組むとともに、我が国の農業研究者と国際農業研究協議グループ（CGIAR）が協力して、アフリカ農業研究者の能力構築を支援する等、国際研究交流を推進した。

カ 研究基盤の整備等

- (ア) 21世紀最大の未利用資源である昆虫に着目し、カイコゲノム解読結果等の昆虫研究の成果を活用した、有用物質の生産等、新たな産業の創出に直結する技術開発を進めた。
- (イ) 農林水産物の研究から得られた材料や情報を活用し、ナノレベル（ 10^{-9}m ）での革新的な生物機能活用技術の開発、マイクロバイオリアクター^{*1}の構築を行った。
- (ウ) 生物機能を高度に活用した新技術・新分野を創出するため、産学官からの提案公募による基礎的・独創的な研究を実施した。
- (エ) バイオテクノロジー等新領域の先端的技術の農林水産分野への導入利用の可能性を見極める調査を実施した。
- (オ) 耐病性、多収性、耐冷性等の量的形質に関する遺伝子（QTL遺伝子）の単離の迅速化を行うとともに、それらゲノム情報を活用した効率的な育種法の開発を推進した。
- (カ) 水稻、麦類、大豆等の国が行うべき主要な品種改良試験を適当な公的試験研究機関等に委託して実施した。
- (キ) 育種や新たな農林水産物の開発等に資するゲノム情報等を効率的に提供できるよう、農林水産生物ゲノム情報等を統合し、効率的な利活用システムを構築した。
- (ク) 研究開発の情報基盤である農林水産省研究ネットワーク（MAFFIN）の運用、遠隔地での共同研究をネットワーク上で可能とするバーチャルラボ（仮想研究所）システムの運用、技術情報の知的基盤としてのデジタルアーカイブ^{*2}の構築を推進した。
- (ケ) 研究制度評価及び研究課題評価を的確に実施するとともに、独立行政法人評価委員会による業務実績評価を行った。また、新たに農林水産研究基本計画の検証を実施した。

キ 革新的な未来農業技術を核とした生産性の向上

季節や天候の制約を受けず安定的な野菜生産が可能な植物工場を低コストで設置・運営する技術や、大幅な環境負荷低減を目的にITを活用した精密農業技術等を核とした革新的技術の実証・確立を推進することにより、未来農業の構築を推進した。

ク 各種技術の産地への導入

生産現場のニーズに直結した以下の技術の導入等を推進した。

- (ア) 麦の実需者等のニーズに応じた新品種の育成・普及、成分規格に応じた仕分・出荷等
- (イ) 野菜の加工・業務用需要に的確に対応するための専用品種による大型規格生産等栽培

*1 生物機能を利用した超小型反応装置。

*2 研究・技術情報等を集積するシステム。

- 技術の実証・普及、均質苗生産システムや全自動定植機・収穫機の導入等
- (ウ) 原油価格の高騰等に対応するための施設園芸分野における太陽光発電や小型水力発電等の利用といった新たな省エネルギー技術の実証・普及
- (エ) 改植等による優良品種の導入やマルチドリップ栽培等による果実の高品質化
- (オ) アミノ酸等茶に含まれる成分の分析機器を活用した高品質で機能性に富んだ茶葉の生産システム、緑茶飲料の原料等に適した新たな茶葉の加工・製造技術の導入
- (カ) 搾乳ロボット、自動給餌装置等を組み合わせた省力型高度畜産経営管理システムや、ほ乳ロボットを活用した早期離乳等の導入、DNA解析を利用した家畜改良手法の検討や受精卵移植技術の確立等による家畜改良の効率化等

ケ 効率的かつ効果的な普及事業の推進

農業の担い手の育成及びその将来にわたる確保等を図るため、農業改良助長法に基づき、地域の特性に応じた農業技術の普及に関する事業の推進を図った。また、集落営農への集中的な技術・営農支援、先進的な経営体と一体になった新技術の導入、普及指導員に対する高度・先進的な技術研修の実施等により、普及事業の重点化・高度化を推進した。

(2) 新品種等の知的財産権の保護・活用

- (ア) 独立行政法人の所有する特許権等の利活用を促進するため、TLO（技術移転機関）を活用した技術移転の強化を図る事業を実施した。
- (イ) 植物新品種保護国際同盟（UPOV）における品種登録の審査基準の国際統一の動きに対応した我が国の審査基準の作成・見直し、UPOV加盟国との審査協力の積極的推進等により、審査期間の短縮化、優良品種の開発・普及の促進等を図った。さらに、育成者権の適切な行使を促進させ、アジア地域等における新品種保護制度の充実を図るため、権利行使に関する国際会議の開催、UPOVへの拠出等を通じた制度整備への支援や専門家養成研修を行った。
- (ウ) 育成者権行使のための環境整備として、DNA品種識別技術の開発、分析手法のマニュアル化、民間企業等への技術移転を行ったほか、品種保護Gメンによる品種類似性試験や育成者権侵害状況記録の作成を実施した。また、植物品種保護戦略フォーラムへの情報提供や助言等を実施したほか、育成者権保護官民合同ミッションを派遣した。
- さらに、育成者権の適切な権利付与のため、栽培試験実施体制の強化、審査制度の相互受入制度導入の検討等を行った。
- (エ) 主要農作物（稲、麦類及び大豆）の種子について、品質向上や安定的な生産供給体制の確立を図るため、種子乾燥調製施設や品質向上施設等の整備を推進した。
- (オ) 飼料作物等について、優良品種種子の安定的な供給と普及等を図るため、採種体制の整備及び関係機関が連携した奨励品種の選定・普及等を推進した。

(3) 農業生産資材の生産・流通及び利用の合理化

ア 農業生産資材費の低減対策等

- (ア) 農業生産資材費の低減を図るため、農業法人等担い手を対象としたモデル地区を設定し、肥料、農薬の低投入化や農業機械の稼働面積の拡大に資する新技術の導入、組合せを核とした生産資材の合理的利用体系の確立を進めた。
- (イ) 肥料、農薬、農業機械等の農業生産資材費を一層低減させるため、関係団体及び都道

府県が平成17年度に改定した「農業生産資材費低減のための行動計画」に基づく取組を推進した。

イ 高性能農業機械の開発等

- (ア) 革新的技術による農業生産性の向上や農業経営の改善を図るため、省力・低コスト生産、農薬飛散の防止等の環境負荷の低減、汎用性のある飼料収穫技術による自給飼料の増産に資する、生産現場のニーズに即した高性能農業機械の開発を推進した。
- (イ) 農作業事故を防止するため、型式検査合格機や安全鑑定適合機の普及を推進するとともに、農業者に対する農作業の安全意識の啓発等を行った。

7 農業生産の基盤の整備

(1) 農業の構造改革の加速化に資する基盤整備の推進

- (ア) 面的なまとまりを重視した農地の利用集積の加速化や、担い手の育成・確保の契機となるほ場の大区画化等の基盤整備を推進した。
- (イ) 特色ある地域の営農ビジョンに即し、水田の汎用化等を推進した。
- (ウ) 高生産性農業の促進及び農産物流通の効率化を図るため、地域の実情に応じた弾力的な計画・設計への取組を強化しつつ、農道の整備を推進した。
- (エ) 農業生産条件が不利な中山間地域において、等高線区画を採用したほ場整備や地形に応じた農道の整備等、地域の立地条件に即した農業生産基盤の整備を実施した。
- (オ) 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展のため、担い手への草地基盤の利用集積や畜産主産地の再編整備を通じた畜産の担い手の育成、草地の整備改良、公共牧場の条件整備、中山間地域における未利用地等の畜産的利用を推進した。

(2) 農業水利施設等の適切な更新・保全管理

ア 基幹水利施設等の既存ストックの有効活用の推進

- (ア) 農業水利施設の長寿命化を通して、ライフサイクルコストの低減を図るため、施設ごとの更新・保全管理を計画的かつ機動的に実施した。
- (イ) 都市化・混住化や農家の減少・高齢化が進行する中で、米政策改革に対応した農業水利施設の効率的な管理等を実現するための条件を整備した。
- (ウ) 農業水利施設の更新とあわせた農業用水の再編による都市用水の創出や農業集落の防火・消流雪、生態系・水質保全等の地域用水機能の維持増進に資する施設の整備を行うとともに、農業水利施設保全のための非農家も含む管理体制を構築した。
- (エ) 畑地帯における農業水利施設を整備するとともに、担い手農家の経営の改善、安定化を図るため、畑地かんがい施設、農道及び区画整理等の整備を総合的に実施した。

イ 農地等にかかる総合的な防災対策

- (ア) 自然災害に起因したため池等の被災を防止するため、緊急度等に応じた計画的なため池等の整備を実施した。
- (イ) 自然災害に起因した地すべりによる農地等の被害の除去や軽減を図るため、地すべり対策を実施した。

- (ウ) 農地等の湛水被害の防止、土壌浸食の防止、土壌汚染の除去、農業用排水の汚濁の除去等、農業生産基盤に関する災害を防止するため、農地防災対策等を実施した。
- (エ) 津波、高潮、波浪その他海水または地盤の変動による被害から農地等を防護するため、海岸保全施設の整備等を実施した。
- (オ) 農地災害の未然防止等の観点から、農地防災対策のための施設整備に加え、農地災害の予測システムや防災情報を迅速かつ簡易に伝達するシステムの整備を推進した。

(3) 農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備の実施

- (ア) 豊かな田園自然環境を形成するため、市町村が策定する田園環境整備マスタープランを踏まえ、農村環境の総合的な保全・形成に配慮した基盤整備を実施した。
- (イ) 生態系の保全や良好な景観形成などの環境配慮のための技術手法について、一層の定着を図った。
- (ウ) 田園地域における自然再生の視点に基づく環境創造型の整備等を実施した。

(4) 効率的・効果的な事業の実施

- (ア) 事業の透明性・客観性を一層向上させる観点から、費用対効果分析手法の改善や事前評価における多段階評価方式の導入等の事業評価手法の充実に向け、検討を行った。
- (イ) 農林水産公共事業を効率的に進めるため、総合コスト縮減率を平成19年度までに14年度比で15%縮減させる「コスト構造改革プログラム」を推進した。

8 自然循環機能の維持増進

(1) 環境規範の実践と先進的取組への支援

- (ア) 農業生産関連の各種補助事業等において、環境保全のために農業者が最低限取り組むべき「農業環境規範」の実践を求めるなど、「農業環境規範」の普及・定着を推進した。
- (イ) 農業生産活動に伴う環境負荷の大幅な低減を図る先進的な取組に対する支援施策を平成19年度から導入するため、環境負荷低減の取組効果等の調査・分析、交付手続きの試行等を実施した。
- (ウ) 精密農業技術の効果的な導入・組み合わせにより、経営を効率化しつつ、大幅な環境負荷低減効果を実現するIT活用型営農の構築を推進した。

(2) 持続的な農業生産の推進

ア 持続性の高い農業生産方式の導入促進

- (ア) 土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者（エコファーマー）に対して金融・税制上の支援措置を実施した。また、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、土壌・土層改良等の整備に関する支援を実施した。
- (イ) 土づくりや減農薬・減化学肥料等の取組を推進するため、地域における環境保全型農業にかかる推進計画の目標の達成に向けて、必要な基盤整備や土づくり施設整備等を総

合的に実施した。

イ 畜産環境対策の推進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を徹底し、バイオマス資源として、その利活用を推進するため、家畜排せつ物の利活用施設やたい肥の還元用草地及び周辺施設の総合的な整備のほか、良質なたい肥生産技術の普及や農業者団体等によるたい肥利用のモデル的な取組への支援等を実施した。

ウ 耕畜連携等による循環型畜産への転換

- (ア) 耕種と畜産の連携による稲発酵粗飼料等の生産・給与や稲わらの収集・供給を支援するとともに、収集調製機械施設の整備等を推進した。
- (イ) 濃厚飼料の自給率向上を図るため、地域で発生する食品残さなどの未利用資源の飼料化にかかる技術情報等の普及に努めるとともに、飼料生産システムを構築し、安全性及び品質の改善に配慮した未利用資源の飼料利用を効率的に進める取組を推進した。

(3) バイオマス利活用の推進

ア バイオマス利活用推進に向けた全般的事項に関する戦略の推進

- (ア) 18年11月に「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大について関係府省一体となって取り組むように」との総理指示を受け、この実現に向け関係府省から成る「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議^{*1}」において技術や制度面の課題を整理し、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表を作成した。
- (イ) 地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウンの構築をバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議等により、関係府省が一体となって着実に進めた。
- (ウ) 利用の進んでいない未利用バイオマス等の利活用を推進するため、特定の地域に対する調査を行いつつ、モデル設計を行った。

イ バイオマスの生産、収集・輸送に関する戦略の推進

- (ア) 農業廃棄物、食品廃棄物等を効率的に収集するシステムの構築を支援した。
- (イ) 飼料自給率目標達成のため、水田での飼料作物の作付けや国産稲わらの飼料利用等の拡大、耕作放棄地等での放牧の推進等の取組を推進した。
- (ウ) バイオマス生産効率の高い作物の栽培等の研究を進めた。

ウ バイオマスの変換に関する戦略の推進

- (ア) 家畜排せつ物の有効利用に向け、液肥（メタン発酵残さ液）の利用技術等を開発するとともに、バイオマス利用を促進する地域モデルの構築・実証に取り組んだ。
- (イ) 様々なバイオマスを効率的にエネルギーへ変換する技術やバイオマスから付加価値の高い製品を生産・製造する技術の開発・実用化を支援した。
- (ウ) 地方公共団体や民間事業者等が主体的に設置するバイオマスの変換施設のうち、技術、システム等の面で先導的なものについては、立ち上がりを支援した。
- (エ) 二酸化炭素排出量の削減等のため、バイオガスプラントから産出されたガスをメタンガスに精製し、トラクター等の燃料として利用する実証実験等を行った。

エ バイオマスの変換後の利用に関する戦略の推進

^{*1} 内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の1府6省の局長レベルで構成。

- (ア) たい肥等の供給側の参考となる土壌条件に関するデータを蓄積するための調査、土づくりを通じた環境保全型農業や耕畜連携の取組に基づく産地形成等を推進した。
- (イ) バイオマスプラスチックの農業資材等への利用や広域的な食品廃棄物等のバイオマス利活用の取組について支援を行った。

オ アジア等海外との連携に関する戦略の推進

- (ア) 開発途上国等におけるバイオマスの利活用のモデル事業の実施、国際シンポジウムの開催等を通じ、我が国のバイオマスの利活用技術や実用事例等の海外における普及、海外諸国との連携・協力関係の構築を図った。
- (イ) アジア諸国と連携した技術支援等のプロジェクトの創出に寄与するため、アジア諸国の関係者間におけるバイオマス利活用に対する認識や情報の共有等を進めた。

(4) 農業分野における地球環境保全対策の充実等

ア 京都議定書の目標達成に向けた取組

- (ア) 二酸化炭素等温室効果ガスの排出削減に向け、バイオマスの利活用を推進するとともに、省エネルギーに資する農業施設・機械の導入や施設・機械への代替エネルギーの導入、農産物輸送におけるモーダルシフト（輸送手段の変更）やトラック輸送の効率化等を推進した。また、水田の水管理・施肥管理の改善や家畜排せつ物の適切な処理、家畜の飼養管理技術の確立といった温室効果ガスの排出削減に資する技術開発を推進した。
- (イ) 農林水産生態系における炭素循環モデルの開発等の地球温暖化防止に向けた研究を拡充するとともに、バイオマスエネルギー生産技術の実用化研究を加速した。

イ オゾン層破壊物質の削減

不可欠用途（農薬）として用いられている臭化メチルの製造及び使用について、代替薬剤及び代替技術の開発・普及を推進した。

ウ カルタヘナ議定書に基づく生物多様性の確保のための取組

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、遺伝子組換え農作物等の生物多様性影響評価を実施した。また、我が国の生物の多様性を確保する取組を行った。

エ 環境報告書の公表

環境報告書を作成し、国民に対して農林水産分野における環境保全の方針や取組に関する情報を発信した。

9 災害対策

平成18年度は、梅雨前線豪雨、台風第13号、10月初旬の低気圧等により、農作物、農林水産関係施設等に大きな被害が発生した。これらの災害に対して、被害状況の早期把握に努めるとともに、以下の措置を講じた。また、平成19年3月25日に発生した能登半島地震については、被害の早期把握及び復旧に努めた。

ア 災害復旧事業の早期実施

18年度に発生した農林水産関係施設災害等の被害に対して、農地・農業用施設、林地荒廃、

治山施設、林道、漁港等の災害復旧事業等により早期復旧を実施した。

イ 激甚災害指定

18年度に発生した災害のうち以下については、激甚災害に指定し、災害復旧事業費に対する地方公共団体や地元負担の軽減を図った。

- ① 「平成18年5月23日から7月29日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」(梅雨前線豪雨、台風第3号)
- ② 「平成18年9月15日から同月20日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」(台風第13号)

ウ 共済金の早期かつ円滑な支払い

迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払いについて、農業共済団体等を指導した。また、水稻にかかる共済金については、年内に支払いを行った。

エ 被害農林漁業者等の資金需要への対応

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関に要請した。

オ その他の施策

地方農政局等を通じ、台風等の暴風雨による農作物等被害に対する技術指導を徹底した。

Ⅳ 農村の振興に関する施策

1 地域資源の保全管理政策の構築

(1) 農地・農業用水等の資源の保全管理施策の構築

農地・農業用水等の資源や農村環境の保全と質的向上を図る地域共同の取組を促進する施策の導入に向け、保全向上活動へのモデル的な支援を通じて施策の実効性を検証するとともに、保全向上手法を確立するための調査等を実施した。また、農業生産活動に伴う環境負荷の大幅な低減を図る先進的な取組に対する支援施策を平成19年度から資源の保全管理施策と一体的に導入するため、取組効果等の調査・分析の拡充及び交付手続きの試行等を実施した。

(2) 良好な農村景観の形成等

- (ア) 「水とみどりの「美の里」プラン21」に基づき、農林水産関連事業において景観配慮の原則化を基本とし、農山漁村の景観形成のための取組等を推進した。
- (イ) 棚田等を含む農村特有の良好な景観の形成を促進するため、景観法に基づく景観農業振興地域整備計画の早期定着による計画的な土地利用を推進した。
- (ウ) 豊かな自然環境や美しい農村景観に恵まれた活力ある農村づくりに向けたモデル整備計画の策定を行った。
- (エ) 良好な農村景観の再生・保全を図るため、土地改良施設の改修等を推進するとともに、技術的な支援を行った。
- (オ) 良好な農村景観の形成及び豊かな自然環境の保全・再生を推進するため、地域密着で活動を行っているNPO等に対する支援を実施するとともに、自然再生活動上の新たな課題に対する技術的支援を行った。
- (カ) 渡り鳥等生物の良好な生息・生育環境を有する自然河川や、湿地・干潟等湿地帯の保全・再生を行うため、河川の蛇行復元や、乾燥化傾向にある湿地の冠水頻度の増加等の自然再生事業を推進した。
- (キ) 河川やその周辺部の水域において、魚類等の生息環境の改善及び、人と自然がふれあえる地域整備の促進のため、河川、水路、ため池等の水路結合部の段差解消や魚のすみか・避難場所（ワンド、ビオトープ^{*1}）の創出等、魚がすみやすい川づくりを推進した。

2 農村経済の活性化

(1) 地域の特色を活かした多様な取組の推進

- (ア) 個性ある地域づくりの実現を図るため、農村振興基本計画の作成を関係府省が連携して推進した。
- (イ) 農林水産業を核とした、自律的で経営感覚豊かな先駆的取組を全国に発信・奨励することにより、農山漁村の「地域自ら考え行動する」意欲あふれた取組を推進した。

*1 動植物が恒常的に生活できるように造成・復元された小規模な生息空間。

(ウ) 地元企業等による農村の地場資源等を活かした新分野への事業拡大や異業種連携の促進等、多様な主体による地域連携活動を進めるため、NPO法人や団体等の民間主導による地域づくりの取組に対して支援した。

(2) 経済の活性化を支える基盤の整備

- (ア) 農村地域の基幹産業である農業の振興を図るための基盤として、農道を整備し、農業の生産性の向上及び農産物輸送の効率化を促進した。
- (イ) 社会・経済の活性化と暮らしの豊かさの向上を図るため、道路整備については、「社会資本整備重点計画」に基づき、供用目標と進捗目標の明示や国民と協働する道路行政マネジメントの推進等により、透明性を高めながら効果的かつ効率的に推進した。
- (ウ) 農村における多様な産業の振興に寄与し地方部の経済・社会を支える、日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路ネットワークの整備を推進した。地方道については、限られた予算のなかで必要な整備水準を確保するため、各地域の事業等の計画と整合をとり計画的に整備を推進し、交通条件が厳しい奥地等では、産業の振興や生活環境の改善のための基盤となる道路整備を図った。
- (エ) 地域経済の浮揚及び雇用の創出を図るため、高速自動車国道の追加インターチェンジ（スマートインターチェンジ（ETC専用）等）の整備を推進した。
- (オ) 集客力が低下し、不振に陥っている商店街の再活性化を図るため、街並みの快適性の向上や交通利便性の確保等にかかる道路整備を推進した。
- (カ) 農産物の輸送において大きな役割を担う海上輸送の効率化を図るため、船舶の大型化・高速化等に対応するとともに、陸上交通機関と円滑かつ迅速に結ばれたシームレスな（継ぎ目のない）複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備を推進した。

(3) 中山間地域等の振興

ア 農業その他の産業の振興による就業機会の増大・定住の促進

- (ア) 地域の特性を活かした新規作物等の導入や高付加価値型農業を推進するとともに、就業機会の確保を図るため、農村地域工業等導入促進法に基づく工業等の導入、地域の多様な資源を活用した産業の育成を促進した。
- (イ) 過疎地域市町村が実施する地域活性化のためのソフト事業のうち、モデルとなり得る取組を支援するとともに、地域資源を有効に活用し、人・文化・情報等の交流を支援する「地域間交流施設整備事業」を実施した。
- (ウ) 過疎化や高齢化がより進行している中山間地域の実情に即して、農業生産基盤とあわせて農村生活環境の整備を総合的に行い、農業の生産活動の持続と農業・農村の活性化を図った。

イ 中山間地域等における多面的機能の確保

- (ア) 耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、多面的機能の維持増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取組が促進されるよう、中山間地域等直接支払制度を継続的に実施した。
- (イ) ふるさとではぐくまれてきた里地や棚田等の保全を図るため、地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を実施した。

ウ 鳥獣害対策の推進

- (ア) 生産現場における被害防止対策として、各地域で一体となって取り組む侵入防止柵の設置等による自衛体制の整備や鳥獣の生息環境に配慮した森林の整備・保全を推進した。また、農林水産省と環境省の連携のもと、県域をまたがる広域地域を拠点的に選定し、総合的防除体系の確立に向けた取組を推進した。
- (イ) 技術指導者の育成を推進する観点から、普及指導員等を対象とする研修を充実するとともに、具体的な取組事例等を収集・分析した実践的な被害防止マニュアルを作成した。
- (ウ) イノシシの行動特性等に基づく被害防止技術の開発成果を取りまとめるとともに、センサー技術を活用したイノシシ接近警戒システムの実証・確立を行った。また、犬を活用したサルの追い上げ技術等の開発に取り組むとともに、アライグマ等外来生物の行動特性の把握とこれに基づく被害防止技術等の開発の取組を開始した。
- (エ) 地域ブロック単位における関係機関からなる連絡協議会の積極的な運営を図るとともに、鳥獣害対策のアドバイザーとなる専門家を登録・紹介する取組を開始した。

3 都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進

(1) 都市と農村の交流の促進

- (ア) 都市と農山漁村の共生・対流という国民運動の一環として、グリーン・ツーリズム（農山漁村で楽しむ余暇活動）の提案・普及を図るため、都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、都市と農山漁村の出会いの場の設定や地域資源を活用した交流拠点の整備等について、関係府省が連携しつつ総合的に推進した。
- (イ) 「オーライ！ニッポン会議」の活動に対する支援、優良事例の表彰、都市と農山漁村の共生・対流に取り組みやすい社会環境整備のための社会実験調査等を実施した。
- (ウ) 多様な主体による市民農園の開設を可能とした改正された「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の普及・浸透及びその整備等を推進した。
- (エ) 訪日外国人旅行者の受け皿となる地域の魅力の増進を図るため、地域の民間組織が行う観光振興事業への補助、観光地域づくりに関する基礎調査、観光振興に資する実証実験、観光まちづくりコンサルティング事業等、地域の民間と行政が一体となった観光振興の取組を総合的に支援する観光ルネサンス事業を実施した。
- (オ) 都市と地方の農山漁村の連携による先導的な交流活動について、ハード・ソフトを一体的に支援する「都市地方連携推進事業」を推進した。
- (カ) 半島地域の自立的発展を目指し、地域住民、NPO、民間事業者等の地域の各主体の連携、地域間交流等を図りながら、半島地域の資源を活かした地域内発型の新産業の創出や地域で主体的に活動する人材の育成等を促進した。
- (キ) 都市と農山漁村等の異なる地域との多様な交流に関わる体験活動を実施する「地域間交流推進校」の指定など、他校のモデルとなる体験活動に取り組む「豊かな体験活動推進事業」を実施した。
- (ク) 都市と農村の交流活動や農業体験等を通じた体験型環境学習を推進した。また、「短期山村留学」や、都市と農山漁村等の青少年が相互に行き交い農林水産業体験等を通して交流する「青少年相互交流推進事業」等の体験活動を推進した。

- (ケ)「道の駅」の整備により、休憩施設と市町村等の地域振興施設を一体的に整備し、ドライバーへの多様な休憩サービスの提供を図るとともに、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を推進した。
- (コ) 新たな地域拠点を形成し、交流促進、地域の活性化等を図るため、高速道路等のサービスエリア（ＳＡ）・パーキングエリア（ＰＡ）及びその周辺地域について一体的・計画的な整備を推進した。
- (サ) 交流の促進・活性化を推進するため、地形的な制約により相互の交流が遅れている都道府県間、市町村間等を連絡する大規模なトンネルや橋梁の整備を推進した。
- (シ) 観光資源等へつながる道路整備に加え、拠点となる地域振興施設、医療・福祉施設の整備等を一体的・総合的に支援する地域連携総合支援事業を推進した。
- (ス) ダムを活かした水源地域の自立的、継続的な活性化のために、水源地域の自治体・住民等とダム事業者・管理者との共同による「水源地域ビジョン」の策定を推進した。
- (セ) 河川における自然体験活動や交流活動を活性化させるため、地域の市民団体等と連携しつつ、「子どもの水辺」再発見プロジェクトや「水辺の楽校プロジェクト」の推進、「水辺プラザ」やカヌーポート等の身近な水辺環境の整備に取り組んだ。
- (ソ) 地域整備と一体となった河川改修を行い、市町村の個性を活かしたまちの顔を創出する「ふるさとの川整備事業」等により良好な水辺空間を創出した。
- (タ) 歴史的価値を有する砂防施設を広く国民に理解してもらうとともに、地域の活性化を支援するため、文化庁と国土交通省が連携して、歴史的砂防施設の適切な保存・活用等のためのガイドラインに基づき、周辺整備等を推進した。

（２）都市及びその周辺の地域における農業の振興

都市農業の有する新鮮で安全な農産物の供給、都市住民が農業にふれあう機会の提供等の役割を踏まえ、地域住民も参加した都市農業振興ビジョン等に基づく市民農園の整備や都市農業の多面的機能を維持するための簡易な基盤整備及び防災施設の整備等を推進した。

（３）多様な主体の参画等による集落機能の維持・再生

- (ア) 地域住民等の多様な主体の参加のもと、個性ある地域づくりの実現を支援するため、複数市町村等を対象とした農村振興基本計画の作成を関係府省が連携して推進した。
また、同基本計画に掲げる農村振興の目標を達成するため、地域の多様なニーズに応じた農業基盤と農村生活環境の総合的な整備を行った。
- (イ) 地域住民、ＮＰＯ、企業、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動（グラウンドワーク）を推進・支援した。
- (ウ) 都市住民に定住に関する情報を総合的に提供する体制の整備や定住後のサポート体制の構築など、都市から農村への定住等の促進に向けた地域の取組を支援した。

4 快適で安全な農村の暮らしの実現

(1) 生活環境の整備

ア 農村における効率的・効果的な生活環境の整備

(ア) 地域再生等の取組を支援する観点から、地方公共団体が策定した地域再生計画に基づき、関係府省が連携して道路や污水处理施設の整備を効率的・効果的に推進した。

(イ) 農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備については、「土地改良長期計画」に示された成果の実現に向け、「いのち」、「循環」、「共生」の視点に立って推進した。

具体的には、農業の持続的な発展を図るとともに、地域の創造力を活かした個性的で魅力あるむらづくり等を推進するため、関係府省が連携しつつ、農業生産基盤の整備とあわせて、生活環境の総合的な整備を推進した。

イ 交通

(ア) 交通事故の防止、道路交通の円滑化のため、信号機、道路標識・道路標示、歩道、交差点改良、道路情報提供装置、駐車場等の交通安全施設等の整備を推進した。

(イ) 地域の生活の利便性の向上、地域経済の活性化等のために行われる地域交流に必要な道路、日常生活の中心となる都市まで安全かつ快適な移動を確保するための道路、市町村の合併に伴う新市町村内の拠点等を連絡する道路の整備を推進した。

(ウ) 森林等の自然環境が豊かな地域における道路整備については周辺の景観や生態系と調和した道づくり等を進めるため、木材を活用した道路構造物の整備等を推進した。

(エ) 運行にかかる欠損補助や車両の購入費補助等による地方バス運行の確保を図るとともに、バス車両、営業所、車庫等地方バス施設の整備に対する低利融資を実施した。

(オ) 高齢者、身体障害者等誰もが安全かつ円滑に通行できる歩行空間を確保するため、歩道の段差・勾配の改善等により、歩行空間のバリアフリー化を推進した。

(カ) 歩くことを通じた健康・福祉活動を支援するとともに、魅力ある地域づくりを支援するため、豊かな景観・自然、歴史的事物、文化的施設を連絡する質の高い歩行者空間の整備を推進した。

(キ) 地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・活性化、輸送の安定性の確保等による地域生活の利便性の向上等のため、島嶼部等における港湾整備を推進した。

ウ 衛生

(ア) 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽について、市町村の意見を反映したうえで、都道府県が策定する「都道府県構想」に基づき、地域の特性に応じた計画的・効率的な整備を推進した。

(イ) 農業集落排水施設と下水道の接続による連携を行った。また、農村地域における污水处理施設整備を効率的に推進するため、農林水産省と環境省・総務省が連携し、地域の実情に応じて、農業集落排水施設と浄化槽との一体的な整備を行った。

(ウ) 効率的な污水处理施設整備を図るため、下水道や農業集落排水施設等、複数の污水处理施設が共同で利用できる施設を下水道事業により整備する污水处理施設共同整備事業(MICS)を実施した。

(エ) 下水道については、複数の市町村による、広域的な下水道施設の共同化・共通化を進めるとともに、過疎地域においては、「都道府県代行制度」により下水道の根幹的施設

の建設を支援した。また、河川・湖沼等の水質を改善し、快適な環境を整備した。

- (オ) 循環型社会形成推進交付金制度に基づき、浄化槽によりし尿及び生活雑排水を処理し生活環境の保全を図る浄化槽市町村整備推進事業等を実施し、農村における污水处理施設の整備を図った。

エ 情報通信

- (ア) 都市と農村の共生・対流や活力と個性あるむらづくり等に向け、農村地域において、効率的な農業経営、農村の活性化及び市町村合併後の新たなむらづくりを支援するため、関係府省が連携した情報通信基盤の整備を行った。
- (イ) 移動通信サービス及びブロードバンドサービスが利用できない状態や民放テレビの難視聴を解消するため、情報通信ネットワークの基盤となる施設等の整備や地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を推進した。
- (ウ) 高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、道路、河川、港湾、下水道において公共施設管理の高度化を図るため、光ファイバ及びその収容空間等を整備するとともに、民間事業者等のネットワーク整備のさらなる円滑化を図るため、施設管理に支障のない範囲で河川・道路施設管理用光ファイバやその収容空間を順次開放した。
- (エ) 道の駅、携帯端末、インターネット等による道路交通情報の提供等地域の特性やニーズにあわせた地域段階のITS（高度道路交通システム）を推進し、高度情報化による地域の活性化や生活の質の向上等を図った。

オ 住宅・宅地

- (ア) 地域の住文化を活かした住宅、景観に配慮した住宅等の供給のための計画に基づいた、個性ある豊かな居住環境の整備を推進した。
- (イ) 豊かでゆとりある居住を実現するため、優良田園住宅による良質な住宅・宅地供給を促進し、質の高い居住環境整備を推進した。
- (ウ) 地域における定住促進を図るため、特定公共賃貸住宅の供給を促進した。

カ 文化

文化財保護法に基づき、農村等において用いられる農具や衣服等のうち、特に重要なものを重要有形民俗文化財に、風俗慣習・民俗芸能及び民俗技術のうち、特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定するとともに、その修理・防災や伝承事業に対する補助を行った。また、上記農具や衣服等のうち、重要有形民俗文化財以外の民俗文化財で典型的なものを登録有形民俗文化財に登録した。

さらに、農村に残されている棚田や里山等の文化的景観のうち、特に重要なものを重要文化的景観として、歴史的な集落等の町並みのうち、特に重要なものを重要伝統的建造物群保存地区として選定するとともに、修理や防災などの保存・活用に対する支援を行った。

キ 公園

都市計画区域の定めのない町村において、スポーツ、文化、地域交流活動の拠点となり農山漁村の生活環境の改善を図る公園の整備を推進した。

（２）医療・福祉等のサービスの充実

ア 医療

都道府県ごとに第10次へき地保健医療計画（平成18～22年度）を策定し、同計画に基づき、農村を含めたへき地における医療の確保を図った。

イ 福祉

農村における高齢化の進展を踏まえ、介護・福祉サービスについて、身近な生活圏域で介護予防から介護サービスの利用に至る必要なサービス基盤を整備するため、地方公共団体の創意工夫を活かした地域介護・福祉空間整備等交付金制度により、高齢者が安全に安心して活動できる環境整備を実施した。

（３）安全な生活の確保

- （ア）近年の台風、集中豪雨等に伴い山地災害等が多発する状況にかんがみ、山腹崩壊、土石流等の山地災害や風害、飛砂の害、潮害を未然に防止するため、復旧治山、予防治山、水土保持治山、保安林整備、防災林造成等の事業の実施を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図った。
- （イ）被災後の通常生活への復旧に多大な労力を要する床上浸水被害が頻発している地域において、おおむね５年間で被害の解消を図るべく床上浸水対策を実施した。
- （ウ）局地的な水需要への対応、渇水時の取水の安定性確保、地域的な治水安全度向上のため、地域の小河川における治水・利水対策を目的として生活貯水池の整備を推進した。
- （エ）土砂災害危険箇所内の避難場所を保全するハード対策と合わせ、警戒避難体制整備等のソフト対策を実施し、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害対策を推進した。
- （オ）土砂災害により甚大な被害を受けた地域の再度災害を防止するための対策を緊急的に実施し、被災地域における土砂災害の再発を防止するとともに、病院等の災害時要救護者関連施設にかかる土砂災害危険箇所等において、重点的に施設整備を実施した。
- （カ）土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について警戒区域等の指定し、ハザードマップ等による住民への周知、特定開発行為の制限、建築物の構造の規制、既存住宅の移転等の勧告等のソフト対策を推進した。
- （キ）危険箇所の認知、土砂災害情報の伝達、警戒避難のさらなる推進の「土砂災害対策３つの緊急プロジェクト」を実施し、総合的な土砂災害防止対策を推進した。
- （ク）農地等の農業生産基盤に対する災害等の防止対策であるため池等の整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備、農用地土壌汚染対策等の各種事業の実施を通じて、地域住民の生命、財産及び生活環境の安全の確保を図った。
- （ケ）水防法に基づく浸水想定区域図を活用した、避難経路や災害時の心得等を具体的に示した洪水ハザードマップの作成・普及を支援し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図った。
- （コ）ハード・ソフト両面から水害等に対する安全性を高めるため、水門等を遠隔操作するための施設や監視カメラ等の観測・監視装置を整備し、情報の迅速な収集、提供体制の構築を進めた。また、インターネットや携帯電話、テレビを活用し、即時の雨量、河川水位、河川の流況等の映像等の防災上有用な情報を広く国民に提供した。
- （サ）安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、法面对策や橋脚耐震補強等の防災・震災対策、地域の孤立を防ぐ生命線となるバイパス等の整備を推進した。
- （シ）冬期の安全で安心な生活を支え、地域間の交流・連携を強化するため、道路の除雪、防雪、凍雪害防止を推進した。

V 国際交渉への取組

1 WTO交渉における取組

2000年から開始されたWTO農業交渉において、我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能、食料安全保障の確保等の非貿易的関心事項が十分に配慮され、柔軟性があり、食料輸入国と輸出国に対する規律の間にバランスのとれた貿易ルールの確立を目指し、交渉に臨んできた。このような考えのもと、我が国は食料輸入国に十分な配慮がなされるよう、①重要品目の数を十分に確保すること、②その取扱いに柔軟性が確保されること、③各国の生産条件の違いを無視し、一部の輸入国に過剰な負担を押し付ける上限関税は受け入れられないこと等を主張してきた。

2005年12月の第6回閣僚会議における香港閣僚宣言を踏まえ、2006年初めからモダリティを確立すべく精力的に交渉が進められ、我が国としても、主要国の議論の場であるG6^{*1}や農業交渉会合等において積極的に議論を行った。しかし、各国の意見の収れんが見られなかったため、4月末にモダリティの合意には至らなかった。

その後、ロシア・サンクトペテルブルクで行われたG8サミット^{*2}での要請を受け、2006年7月下旬のG6閣僚会合において集中的な議論が行われたが、米国の農業補助金の削減、EUやG10^{*3}の農業の市場開放、開発途上国の非農産品・サービスの市場開放等について各国の意見の隔たりが縮まらず、非公式貿易交渉委員会において、WTO事務局長の判断により、交渉が一時中断されることとなった。

この交渉中断を受け、2006年8月に我が国は、交渉の早期再開のために全力を尽くし、交渉を再び軌道に乗せ、合意を達成する決意であるとの総理コメントを公表した。

2006年9月以降、G20^{*4}やケアンズグループ（オーストラリア、ニュージーランド等）が閣僚会合を開催するなど、各国が交渉再開に向けた動きを示し、同年11月には、ラミーWTO事務局長が各交渉議長に対し、それぞれの事情に応じた協議を進めるよう促し、農業交渉については、ファルコナー議長のもと、集中的な議論を行うこととなった。

このような中、2007年1月にスイスのダボスにおいて非公式閣僚会合が開催され、我が国から交渉の公式の再開を主張したところ、多くの加盟国から本格交渉の再開を支持する発言がなされ、今後技術的議論を開始すべきことが参加各国の間で確認された。

我が国としては、関係国等に働きかけながら、我が国の主張ができる限り反映され、今次ラウンドが成功裡に終結するよう、戦略的かつ前向きに対応していくこととしている。

*1 WTO交渉を実質上リードしているメンバー国で、日本、米国、EU、ブラジル、インド、豪州の6か国。

*2 主要8か国首脳会議。日本、米国、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、ロシアがメンバー国。

*3 日本、スイス、ノルウェー、韓国等の食料純輸入国グループ。

*4 ブラジル、インド等の有力途上国グループ。

2 E P A／F T Aへの取組

E P A（経済連携協定）／F T A（自由貿易協定）については、経済のグローバル化が進むなか、W T Oを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして、政府全体として積極的に推進し、農林水産分野においても、万全の交渉を行った。

各国との交渉に当たっては、我が国と相手国における農林水産業や食品産業の共存・共栄が図られることを基本とし、「守るところは守り、譲るところは譲る、攻めるところは攻める」との考え方のもと、戦略的かつ前向きに交渉に臨んだ。

各国とのE P A／F T A交渉等の状況は次のとおりである。

- (ア) シンガポールとの間では、2006年4月に見直し交渉開始に合意し、その後実務者レベルで協議を行い、2007年3月に両国首脳間で改正議定書に署名した。
- (イ) メキシコとの間では、2005年4月に発効した協定に基づき、鶏肉、牛肉、オレンジ生果の枠内税率について協議し、2006年9月に合意した。
- (ウ) マレーシアとの間では、2006年7月に協定が発効した。
- (エ) フィリピンとの間では、2006年9月に、チリとの間では、2007年3月に協定に署名した。
- (オ) タイとの間では、2005年9月の大筋合意後、協定条文の確定作業を行った。
- (カ) インドネシアとの間では、2006年11月、ブルネイとの間では、同年12月に大筋合意に達し、その後、早期の発効に向け、協定条文の確定作業を行った。
- (キ) G C C（バーレーン、クウェート等）との間では、2006年9月から交渉を開始し、双方の関心事項に配慮しつつ、積極的に交渉に臨んだ。また、アセアン全体との間では、関税交渉の方式について交渉を行い、2004年11月以降交渉が中断していた韓国との間では、引き続き、韓国側に交渉の再開を働きかけた。
- (ク) ベトナムとの間では2006年10月、インドとの間では同年12月の首脳会談において交渉開始に合意し、2007年1月に交渉を開始した。
- (ケ) オーストラリアとの間では2006年12月の首脳会談において、スイスとの間では2007年1月の首脳会談において、交渉開始に合意した。

VI 団体の再編整備に関する施策

（１）農業協同組合系統組織の再編整備に関する施策

食料・農業・農村基本法の基本理念の実現に向け、以下の改革等を推進した。

- ① 地域農業の振興や農業者の営農活動の支援を的確に行える経済事業の構築
- ② 農林中央金庫の定める「系統信用事業の再編と強化にかかる基本方針」（自主ルール）に基づく農協金融システムの構築
- ③ 経営管理委員会制度の導入等による経営管理体制の確立
- ④ 農業協同組合中央会による監査体制の充実

また、農協の経営情報の一層の開示、販売事業面における農協間連携の強化、農協の共済事業の一層の健全性の確保と共済契約者保護の充実の措置を講じた。

全国農業協同組合連合会（全農）を含む農協系統の改革への取組については、業務改善命令に基づき、全農が作成した「改善計画」の進捗状況についての定期的な把握及び指導等を行うなど、経済事業改革を中心とした農協系統の改革を促進した。

また、農協系統の適正な事業運営を確保するため、農協系統に対する検査を実施した。

（２）農業委員会系統組織の再編整備に関する施策

農業委員会の設置にかかる市町村の自主性を高めるとともに、その効率的な業務運営を確保することを目的として改正された「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業委員会の業務を効率的かつ効果的に実施し、地域の農業者に対するサービスを向上させるため、市町村段階及び都道府県段階における農業関係団体との連携強化を支援する事業を実施した。

（３）農業共済団体の再編整備に関する施策

農業共済事業の安定的な事業運営基盤の確保を図るため、組合等の広域合併を着実に推進した。

（４）土地改良区の再編整備に関する施策

零細・小規模で財政基盤が弱い土地改良区が多数存在していることから、水利系統単位または市町村合併を踏まえた市町村単位での土地改良区の統合整備を推進し、事業運営基盤の強化を図るため、広域的な統合整備構想の策定及び合併等に対する助成措置を講じた。

（５）団体間の連携の促進

支援を受ける担い手にとっての利便性向上と支援機関の密接な連携や効率的運営を図る観点から、全国、都道府県、地域の各段階において、農業団体及び地方公共団体等により構成される「担い手育成総合支援協議会」を設置し、担い手育成支援窓口の一元化や共同事務局化等を推進した。また、農業協同組合と森林組合、漁業協同組合との事業の共同実施などを含めた団体間の連携を促進した。

VII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

1 政府一体となった施策の推進

内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部を中心として、食料自給率の向上に向けた取組をはじめ、政府一体となって実効性のある施策の推進を図った。

2 施策の工程管理と評価

（１）施策の工程管理

施策の推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を明確にした工程表に沿って、それぞれの施策の具体化を推進するとともに、その進捗管理を適切に行った。

また、政策評価を積極的に活用して施策の効果等を検証し、必要に応じ施策内容の見直しを行い、翌年以降の施策の改善を図った。

（２）政策評価

平成18年３月に新たに策定した「農林水産省政策評価基本計画」等に即して、政策評価の重点化・効率化や評価と予算の連携強化等を図り、政策評価を積極的に推進した。

ア 実績評価

18年度は、17年度の農林水産政策について16の政策分野と55の目標を設定したうえで、実績評価を実施した。この結果、達成ランク^{*1}でみると64%が「A」、32%が「B」、4%が「C」となった。また、実績評価を補完するため、21の政策手段（事務事業）について政策手段別の評価を実施した。この結果、評価を実施した21の政策手段すべてについて、有効性の抜本的改善など、見直しの必要性を指摘した。

これらの評価結果を踏まえ、19年度予算概算要求等に当たっては、必要性の低下した事業の廃止を含めて、施策の内容の見直しを行った。

イ 事業評価

農林水産関係の公共事業及び研究開発については、評価対象の重点化を図りつつ評価手法の改善等にも努め、評価を実施し、評価に用いたデータ等情報の公開及び学識経験を有する者の知見の活用について一層の充実を図った。

公共事業については、事業の新規採択に当たり費用対効果分析等の手法により総事業費10億円以上の事業について事前評価を実施した。また、事業採択後10年を経過した時点で未了の地区等を対象に、社会経済情勢の変化等の評価項目などについて点検を行い、期中の評価を実施し、事業計画を変更するなど必要な見直しを行った。さらに、事業完了後おおむね5年を経過した地区を対象に、効果の発現状況等に着目して完了後の評価を実施した。

^{*1} 農林水産省の実績評価においては、目標に対する達成度合いに応じてランク付けを行うこととし、達成度90%以上をA、50%以上90%未満をB、50%未満をCとしている。

研究開発については、総事業費10億円以上の新たなプロジェクト研究課題等の決定に当たり事前評価を実施した。また、5年以上のプロジェクト研究課題等のうち18年度に対象となるものについて期中の評価を実施し、研究内容の変更を行うこととするなど必要な見直しを行った。さらに、18年度において研究を終了した課題について終了時の評価を実施した。

3 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情のもとで限られた予算を最大限有効に活用する観点から、財政措置の効率的かつ重点的な運用に努めた。また、類似の事業について重複投資を行わないよう、関係府省が連携して計画的に事業を実施した。

4 的確な情報提供を通じた透明性の確保

「食料・農業・農村基本計画」等に基づき、施策の決定と実行過程の透明性を高める観点から、インターネット等を通じ、国民のニーズに即した情報公開、国民に政策情報をわかりやすく伝え、関心・意見等を施策等に反映させる情報の受発信を推進した。

また、幅広い国民の参画を得て施策を推進する観点から、施策に関する国民との意見交換を密に行うとともに、審議会や研究会への国民の参画を推進した。

5 効果的・効率的な施策の推進体制

（１）効果的・効率的な施策の推進

既存の施策の見直しや新たな施策の導入に際しては、その考え方や具体的内容が生産現場に速やかに浸透するよう、関係者に対する周知・徹底を図った。

また、地方公共団体・農業団体をはじめ地域の関係者が一体となり、女性の積極的な参画も得て、新たな施策が農業・農村の現場の最前線まで浸透し、具体的取組として展開されるよう、人材の育成や組織づくりを促進した。

さらに、行政ニーズの変化等に迅速かつ的確に対応し、効果的・効率的に施策を推進するための体制の見直しを行った。

（２）農林水産分野の情報化と電子行政の実現

IT新改革戦略や「食料・農業・農村基本計画」等に基づき、農林水産分野におけるIT利活用の促進を図るため、ユビキタス・コンピューティング技術を活用した「食の安全・安心システム」の開発、農山漁村地域における情報通信基盤の整備等を一体的に推進した。

また、利用者本位の行政サービスの提供による国民の利便性の向上、行政運営の効率化等を図るため、オンライン利用促進に向けた環境整備、業務・システムの最適化等を推進した。

（３）政策ニーズに対応した統計調査の実施と利用の推進

農政改革の推進に対応して農林水産統計の見直しを着実に実施するとともに、新たな政策ニーズへの対応も含め統計調査をより効率的・重点的に実施した。

- （ア）望ましい農業構造の確立に資するため、集落営農等の多様な担い手の実態と動向を把握するとともに、農家世帯及び農業法人等における新規就農者の就業状況を把握した。
- （イ）食の安全及び消費者の信頼確保対策に資するため、食品関連企業を対象にHACCPシステムの導入状況、ユビキタス・コンピューティング技術を活用した「食の安全・安心システム」による食品の生産履歴の普及状況等を把握した。
- （ウ）農林水産統計の調査員調査化を通じたアウトソーシング、ITを活用した業務システムの最適化を推進し、統計業務をより効率的に実施した。
- （エ）外部有識者で構成する広報等に関するアドバイザリーグループ懇談会の報告を踏まえ、ホームページの改善、公表資料の刷新を図った。